

衆議院

地方創生に関する特別委員会議録

第九号

平成二十八年三月十六日(水曜日)

午前九時八分開議

出席委員

委員長 山本 幸三君

理事 後藤 茂之君 理事 佐藤ゆかり君

理事 新藤 義孝君 理事 寺田 稔君

理事 福井 照君 理事 篠原 豪君

理事 宮崎 岳志君 理事 榎屋 敬悟君

理事 青山 周平君 理事 伊藤 達也君

池田 道孝君 理事 江藤 拓君

大野敬太郎君 勝俣 孝明君

菅家 一郎君 小泉進次郎君

菅原 一秀君 鈴木 馨祐君

田中 英之君 谷川 とむ君

中谷 真一君 野中 厚君

鳩山 邦夫君 平井たくや君

福田 達夫君 藤井比早之君

牧島かれん君 宮川 典子君

宮崎 政久君 八木 哲也君

山田 賢司君 緒方林太郎君

柿沢 未途君 吉良 州司君

佐々木隆博君 寺田 学君

福田 昭夫君 角田 秀穂君

樋口 尚也君 田村 貴昭君

宮本 岳志君 椎木 保君

小熊 慎司君 村岡 敏英君

内閣府大臣政務官 伊東 良孝君

農林水産副大臣 牧島かれん君

内閣府大臣政務官 森屋 宏君

総務大臣政務官 澁谷 和久君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官)

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 伊藤 明子君

政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 末宗 徹郎君

政府参考人 (内閣府地方創生推進室次長) 野中 厚君

政府参考人 (内閣府地方創生推進室長) 佐々木 基君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 宮地 毅君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 内藤 尚志君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 時澤 忠君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大西 康之君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 濱谷 浩樹君

政府参考人 (農林水産省生産局農産部長(政策統括官付)) 天羽 隆君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 北本 政行君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 宮城 直樹君

政府参考人 (国土交通省総合政策局公共交通政策部長) 蒲生 篤実君

政府参考人 (国土交通省総合政策局公共交通政策部長) 佐々木勝実君

委員の異動

三月十六日 小泉進次郎君 補欠選任 藤井比早之君

同日 青山 周平君 福田 達夫君

同日 藤井比早之君 小泉進次郎君

同日 宮崎 政久君 山田 賢司君

同日 八木 哲也君 野中 厚君

同日 小熊 慎司君 村岡 敏英君

同日 補欠選任

同日 福田 達夫君

同日 小泉進次郎君

同日 山田 賢司君

同日 宮崎 政久君

同日 八木 哲也君

同日 野中 厚君

同日 村岡 敏英君

同日 補欠選任

同日 福田 達夫君

同日 小泉進次郎君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出 第一五号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

この際、石破国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。石破国務大臣。

○石破国務大臣 昨日の地域再生法の一部を改正する法律案の提案理由説明につきましては、チェックミスがございました。結果として誤った原稿を読み上げたものであります。

全国民の代表者であります国会におきまして、山本委員長初め理事、委員の皆様、関係者の皆様方におかれましては、深くお詫びを申し上げます。

二度とこのようなことが起こりませんよう厳重に注意を行いますと同時に、再発防止のために、国会に用いる資料については、事務局幹部が確認を行い、複層的チェックをこれまで以上に徹底するということを指示いたしました。

私が負うべきものであります。深くお詫びを申し上げます。今後、さらなる緊張感を持って審議に望むのは当然のことでありまして、引き続き、どうぞ御叱正のほど賜りますようお願い申し上げます。以上であります。(発言する者あり)

○山本委員長 内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案を議題といたします。この際、お諮りいたします。(発言する者あり) ちよつと座つてください。お座りください。

先ほどの理事会におきましても、政府から陳謝があり、これは極めて重大な失策であるという指摘もあり、これをすんなりと受け入れるような状況ではないという指摘も野党の皆さん方からもありました。

そういう意味では、政府・与党としては、非常に重く受けとめて、これを十分反省して、二度と再発をしないように、そういう意思表明はあつたわけでありまして、それを含めて、大臣からの冒頭の発言となりました。

したがって、これについては、与党側は厳しく反省をしてもらわなきゃいけないということでもありますので、その点を十分認識した上で審議に臨んでもらいたいと思つております。

その意味で、審議を進めます。本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官澁谷和久君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長伊藤明子君、内閣府地方創生推進室次長末宗徹郎君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長長島健志君、内閣府地方創生推進室長佐々木基君、総務省

大臣官房審議官官地毅君、総務省大臣官房審議官内藤尚志君、総務省大臣官房審議官時澤忠君、厚生労働省大臣官房審議官大西康之君、厚生労働省大臣官房審議官濱谷浩樹君、農林水産省生産局農産部長(政策統括官付)天羽隆君、国土交通省大臣官房審議官北本政行君、国土交通省大臣官房審議官官城直樹君、国土交通省総合政策局公共交通政策部長蒲生篤実君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山本委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。椎木保君。

○椎木委員 おおさか維新の会の椎木保です。質問に入る前に、昨日の本委員会における石破大臣の法案の読み間違いの件について発言させていただきました。

今、与党席の後ろの方から、野党が気がつかないのが悪いんだなという、極めて遺憾な、大変心外な発言が飛びましたけれども、昨日、私と共産党の宮本委員と、さらには改革結集の村岡委員が気がついたんです。それで、委員部に対して、これはまずいと思って、大臣の説明をとめようと思つて、アクションは起こしました。しかし、委員部も全く気がつかず、そういう怠慢なことについても先ほど指摘させていただきましたけれども、そこで気がついていけば、大臣は少なくとも途中でとまっています。そのことをまず申し上げます。

私は、三月九日の質問でもこう申し上げたんです。地方行政の経験を生かして、地方創生が重要な課題であるとの認識のもと、この委員会にかかわってまいりたい、こう私は申し上げている。隣にいる宮崎委員も、質問の最後にこう申し上げている。地方創生は重要課題である、さらなる地方創生の発展を願つて質問を終わります。

これはどういうことかわかりますか。野党とはいえ、この委員会は、与野党の垣根を越えた認識に立つて、この地方創生というのは全国民が期待している大変重要な委員会なんです。そういう意味では、別に石破大臣の足を引っ張ろうなんて思っていない。そういう気持ちでやっているということをしつかり受けとめてもらいたい。そのことを強く申し上げたいと思います。

ただ、やはり私も、地元の選挙区の方々から昨夜からけさにかけて幾つも問い合わせをいただいていますので、そのことを含めて若干発言させていただきます。

まず、やはり石破大臣においては、一時間前の本会議で地域再生法の趣旨を説明しながら、一時間後の本委員会で昨年成立済みの法案を最後まで延々と読み続ける、これは本当に遺憾だと思えます。この件については、菅官房長官も、石破氏、衆議院特別委員会での趣旨説明を読み間違える、まことに遺憾だと。まあ、その前後は省略しますが、これも。

これはやはり、私は前回の質問でも申し上げたと、大臣の所信に対する真意をお聞きしたい。真意は書いてあるとおりで。そうじゃない、その所信の裏側にあるこの法案に対する大臣としての思いが聞きたいんだ。私は、正直言って残念でしたよ、あの答弁は。

石破大臣というのは、私の支援者も同じことを言っているんですけども、知識と経験は非常にすばらしいと思えますよ。豊富な方で、私は、尊敬に値する政治家だと思つた。ただ、答弁が非常に棒読み過ぎます。それは、御本人はそう思わないのかも。それ、御本人はそう思わないのかも。それ、御本人はそう思わないのかも。

読みをしているから、ああいう途中で気がつかないということだ。だつてあり得るんですよ。そのことはしつかり肝に銘じていた。これは、所管する大臣の政治に対する姿勢なのか、法案あるいは地方創生に対する認識の欠落なのかわかりませんが、このことはしつかり受けとめていただきたいと思つています。

各社いろいろな記事が出ていますけれども、これだけはどうしても大臣の前でお話しただきたいということなので、お聞きください。サングエイスポーツの記事に、「法案を読み間違い陳謝」こんなことは初めてだ。こんなのは初めては当たり前ですよ。こんなのは二度とあつちやいけませんよ。二度とあつたら、大臣なんかお願ひできませんよ。やつてもらつたら困ります。このこともしつかり肝に銘じていただきたいと思つています。

そして、最後、支援者の言葉を、地元の声を二つほどお話しさせていただきます。

どちらも非常に似たような言葉なんですけれども、一つは、大臣のきのうの読み間違いに対して、おつつけ仕事という言い方をされた人が一人います。もう一つは、おつつけ仕事。私、これはどういう意味なのかと思つて、ちよつと調べてみたんです。おつつけ仕事というのは、間に合わせのいいかげんな仕事、その場しのぎの仕事。おつつけ仕事というのは、これは建築屋さんからの連絡だったので、調べたら建築用語なんです。ね、本当の仕事をしていないいいかげんな仕事をすること。少なくとも全国民の中のお二人はこういう認識だつた。それ以上いるかはいわわかりませんが、これだけはちよつと申し上げておきたいと思つています。

本間に、大臣への期待とこの委員会への期待、そういうものは全国民のほとんどの方が持っていると思つています。それをしつかり肝に銘じてお願ひしたいと思います。私たちも、本間にしつかり重要課題と受けとめてこの委員会に協力していきたいと思つていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。三月九日に開催された本委員会において、昨年改正された地域再生法の企業の地方拠点強化の促進のための支援措置の追加に関して、以下の質問をいたしました。

大阪は既に人口が集積していることから、税制優遇の対象地域から除外することであつたが、大阪副首都構想を掲げる大阪のような地域こそ支援対象とすべきであり、また、税制優遇の対象外となる大都市であつても、支援対象地域以上の人口減少が見込まれている例もあることから、地方拠点強化税制の対象地域の考え方が不合理ではないかと。以上、私の質問に対して、政府参考人からは、三年以内に見直すという規定にのつとつて、引き続き予断を持つことなく判断してまいりますとの答弁でした。

今回の法改正について、我々おおさか維新の会としては、賛成する方向で私が党内調整を今取りまとめさせていただきます。昨日も、政調の役員会で、この法案の説明、そして私の賛成の考えを伝えていくところで。

それらの前提をもつて、地方拠点強化税制の対象地域の考え方について、再度、石破大臣の見解を伺いたいと思つています。

○石破國務大臣 委員冒頭の御発言、よく真摯に受けとめて、全て事務方の責任とかなんとかいうことを私は申し上げるつもりはございません、私の責任であります。深く反省をし、今後、より真摯に対応していきたいと思つています。申しわけございません。

今のお話ですが、結局、この間の国勢調査を見ましても、確かに、政令市でも人口が減少しているところはある。大阪市はそうではございませんが、新潟市でも人口が減少しているところはある。政令市でも人口が減少しているところは確かにございます。ただ、それ以外の、いわゆる地方の都市と言われるものの人口の減り方は、尋常なものではないという認識を持っております。

ですから、私は、大阪でも、人口は減つてはいないというものの、そこにおいて人口増加の状況というのはかつての勢いがあるわけではないということをよく承知しておりますが、三年後に見直すところ、疲弊の度を強めつつあるところに対して

して、現時点の判断としては、より重点的な支援を行うべきではないだろうか。あるいは、東京とか大阪とか、そういうところに対しては、また別の方策でその地域の持つ特性をさらに伸ばすということ、東京、大阪というような地域に対する施策は違つていかなるべきではないかという認識を私自身持つておるところでございます。

ですから、三年以内の見直しというのは、いろいろな政策を打っていきながら、それぞれの地域がどのようにして変わっていくかということをよく見ながら、画一的ではない判断をすることが大事だと考えておるところでございます。

○椎木委員 地域再生法は、平成十七年に制定されてから十年余りが経過しましたが、この間に、累計千九百六十六件の地域再生法の計画が認定されたと聞いています。

地域再生法に基づくこれまでの取り組みについてのどのような評価をしているのか、お尋ねいたします。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘ありましたように、地域再生法に基づく地域再生制度につきましては、平成十七年に創設されたものでございます。

この制度におきましては、従来より、地域再生の取り組みを総合的に推進するための交付金の交付、あるいは事業に必要な借り入れを受ける場合の利子補給等を行ってまいりました。それに加えまして、昨年は、小さな拠点形成のための手続上の特例を新たに設けるなど、その時々々のニーズに応じた制度の改善を進めてきたところでございます。

その成果でございますけれども、例えば、六次産業化に貢献する地元の人材育成の拠点整備の取り組みでございますとか、あるいは観光資源である古戦場の景観を再現する取り組みでございますとか、また、手続上の特例を活用した廃校の再活用取り組みでございますとか、こういった取り組みにつきまして、先ほどお話ありましたように

に、約二千件の多様な取り組みが実施されてきているところでございまして、地域にとつて利用しやすいものとなつていっているというふうに考えております。

今回御審議いただいております支援措置のさらなる拡充も含めまして、一層活用されまして、地方創生が推進されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○椎木委員 次に、地方創生推進交付金に関して質問いたします。

今般 地方創生推進交付金は法律に基づく交付金となり、地方公共団体に地域再生計画の作成を義務づけることとなりますが、このことが地方公共団体の負担とはならないのか、お伺いします。

○石破国務大臣 今回、法律上に位置づけましたのは、より継続的、安定的にこの制度を使つていきたいというふうな思いに基づくものでございまして、

補正予算で対応しておりますのは、今までは補正ですから、そのときの補正事由というものに沿つた形で地方公共団体にお願ひもいたしてまいりました。そして、それに対して対応してきたということでありまして、これを法律に位置づけることによつて、繰り返しして恐縮ですが、安定的、継続的なものにしたいと思つております。

これはやはり、それぞれの地域でKPIを定め、PDCAを回しということ、そしてまた、今までのように役所だけがやっていたというだけではなくて、産官学金労言と申します、いろいろな方々の知恵を結集してつくつていただくということなのですから、そこにおいて、そういうのをつくらなければいかぬということ、それから、自治体に当然負担が生じます。

その際に、一括して申請することができるように、すなわち、地域再生計画の認定申請と交付金の交付申請は同時期に受け付け、二度手間とならないよう一括して国においてこれに対応することが一つ。もう一つは、書式がばらばらです

と、どのように書いていいのかがということで迷いが生ずる、煩雑が生ずるということがありますので、一定のフォーマットをつくりたいと思つております。そしてまた、電子申請というものも受け付けていきたいというふうに考えております。

それは、手抜きをするとかそういうお話ではありませんが、それぞれの自治体においてよりよいものをつくつていただくために、手続の煩瑣さというものは極力除いていくべく、私どもとしてさらに努力をいたしたいと思つておるところであります。

○椎木委員 今の答弁で網羅されているのかもしれませんが、平成二十七年補正予算における交付金とどう違うんでしょうか。

○石破国務大臣 繰り返しになったら恐縮でございます。補正事由というものがございまして、それに対応するようなものということで今までやってきたものでございます。

ですから、平成二十七年補正予算におきましては、とにかく仕事だということ、仕事の創出というものに力点を置いていただいたということでございますが、これから先は補正予算対応ということではございませんので、その地域地域において何が一番喫緊の課題であるのか、もちろん、全国の自治体で状況は全部違うわけですから、そこにおいて仕事以外にもいろいろなものがある。

もちろん最終的には仕事をつくるということでございますけれども、アクセントの置き方が変わつてくると思つております。

そういうことで、自治体の創意工夫というものをより生かした制度にしたいと思つておるところでございます。

○椎木委員 では、法律化するメリットというのはどこにあるんでしょうか。

○石破国務大臣 これは、制度が継続的になるということだと思つております。継続的であり、安定的であるということで、国会において法律を御審議賜り、成立させていただきたいというのが私どものお願ひでございます。

○椎木委員 次の質問に入ります。

昨年の十二月二十四日、全国知事会を初めとする地方六団体の平成二十八年地方財政対策等についての共同声明において、「新型交付金について、平成二十七年補正予算、地方創生加速化交付金一千億円及び平成二十八年当初予算、地方創生推進交付金一千億円を計上し、地方が強い決意と覚悟を持つて地方創生をスタートできる額が確保されたことを評価する。」「今後の新型交付金の制度設計等に当たっては、地方の意見等を十分に踏まえ、自由度の高い内容とすることを求める。」とあります。

今回の地方創生推進交付金について、地方六団体が要望するのとおり、自由度が高く使い勝手がいいものとなるようにすべきと考えますが、見解を伺います。

○石破国務大臣 それはそのとおりでございます。ですから、私どもがよかれと思つてつくつても、ユーザーフレンドリーでなければ仕方がないお話でありまして、一応、地方六団体からは一定の御評価はいただいておりますが、これによつてするつもりは私にはございません。私のところにも毎週多くの自治体の長の方がいらつしやいますし、週末ごとに、できるだけ多くの市町村長の方々、知事の皆様とお話をするように努めておるところでございます。

ですから、実際に、言うなればある種の商品のようなものがユーザーにとつてどうなのかということ、これを承ることが一番大事だと思つております。自治体とすれば、なるべく使い勝手がよくて、自由度が高くて、金額が多いものということに決まつております。

ですから、金額というのは、予算の中でございまして、そこはいろいろなりくりもございまして、自由度が高いということについてはさらに工夫の余地がないかどうかということ、私の問題意識の中にはございまして、

○椎木委員 地方公共団体が地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計

画に記載された事業について地方創生推進交付金を交付することができるとなっていますけれども、交付金の対象事業選定に関しては、内閣府が単独で行うのでしょうか。

○末宗政府参考人 お答え申し上げます。

この交付金事務につきましてには内閣府が対応いたしますけれども、その際には、知見を持つている関係省庁の参画も得ますし、特に先駆タイプにつきましては、外部有識者の知見も得て審査を行っていきたくと考えております。

○椎木委員 今回の答弁ですと、内閣府が単独でというわけではないということでしょうか。

○末宗政府参考人 お答えします。内閣府として行っていますが、そのプロセスにおいて、外部有識者なり、あるいは知見を有する各省庁の知恵をおかりするということでありますので、対外的には、一元的に内閣府の方で行っていくということが基本でございます。

○椎木委員 次に、多くの地方公共団体からさまざまな分野にわたっての事業が交付申請されると考えられます。審査に当たっては、時間も要するし、多くの人手も必要となり、大変な作業となることと想定されます。各省庁との連携は不可欠であると思えます。場合によっては、外部有識者の協力も必要であると思えます。

そこで、お聞きします。公平公正を期するために、どのような方法、体制で審査を行うのでしょうか。

○石破国務大臣 これは、公平公正であると同時に、幾ら公平公正であると言いつても、透明性というものがなければそれを誰も実証はできない、検証はできないわけでありまして、

今、担当次長からお答え申し上げましたように、先駆型のものにつきましては、知見を有する外部有識者の方々の審査を経るということにいたしております。もちろん最終的に内閣府が責任を負うものですが、知見を有している関係省庁の参画も得るといことは当然のことです。

います。

ですので、これは、正直申し上げて、私が見ておいて、膨大な作業です、大変な作業です。携わっている職員たちは、本当に、不眠不休、休日返上というところで全力で取り組んでまいりました。そこを評価していただければ大変に幸いだと思っております。

ですので、これが、だんだん重ねていきますと、地方公共団体も、なるほど、こういうことなのかと。例えば、地域間連携とはこういうことだ、政策間連携というのはこういうことだ、あるいは官民連携というのはこういうことだということだ、だんだん公共団体のスキルというものがついてくる。審査するという言い方をあえてするとすれば、私どもの方も、共同作業ですから、地方自治体に対してとにかく私も指示をしているのは、懇切丁寧にどんな問い合わせにも答えてくださいということには申し上げております。私どもの方も忌憚のない意見というものを自治体に対して申し上げていくということ、ある意味、共同作業だと思っております。それを積み重ねていくことによりよりよいものが得られていくべく、今後さらに努力をしたいと考えているところでございます。

○椎木委員 私も、地方行政で、小さな自治体ではありますけれども、事務方の苦労というのは十八年経験してきた一人です。それが国の規模になればさらに何十倍も御苦労されていると思っております。それは理解しております。

その上で、今の質問に関連してですが、その審査の期間はどの程度を見込んでいるのでしょうか。

○石破国務大臣 これは、地域再生法におきましては、三月以内で速やかに行うということが記されておるわけでございます。ですので、官民協働、地域間連携、政策間連携といった、そのようなものにつきましては、もちろん一定の期間を要するものですが、三月以内で速やかに行うこととされておりますので、この法律の範囲

内であるべく早く進めるべく努力をいたします。

○椎木委員 よろしくお願ひしたいと思います。次に、地方版総合戦略に基づく取り組みはまだ始まったばかりです。平成二十九年以降についても一億円規模の予算を確保する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○石破国務大臣 キーワード的に申し上げておりますが、安定的、継続的に支援していくことが重要であるということでございます。二十九年度以降につきましては今後の予算編成過程で議論をしていくことに相なりますが、これは、地方創生というのが半年や一年、二年や三年でできたら誰も苦労しないということなのですね。エクスキューズを申し上げるわけではありませんが、どんな成果が出たんだと言われましても、そんなものが簡単に出るようだったら日本はこんなになつていないというふうに私は思っております。

これが安定的、継続的に確保できますように、また委員の御指摘も承りながら、国会の御意見をよく体してやつてまいりたいと思っております。

○椎木委員 大臣がおっしゃるとおりです。二年や三年で、成果なんかそんな簡単に出来るものじゃないです。それは、国民や市民の期待というのは大きいでしょうけれども、たゞ、しっかりと期待に出来るように、引き続き取り組んでいただければと思っております。私も一緒に取り組んでいきたいと思っております。

次の質問に入ります。地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税に関してお尋ねいたします。

寄附の見返りとして御当地産品を受け取ることが出来る個人版ふるさと納税と、今回創設される企業版ふるさと納税との違いは何なんでしょうか。

○石破国務大臣 いわゆる個人版ふるさと納税という場合には、これは本質は寄附でございますので、税法上、寄附の使途に限定はございません。また、適用の下限額であります二千元を除き

まして、原則としてその寄附の全額を個人住民税、所得税から控除するというのが個人版ふるさと納税でございます。

企業版ふるさと納税はこれとは相当に趣を異にするものでございまして、これは、地方創生を推進することが目的である政策税制と位置づけをいたしております。

したがって、寄附の対象は、地方公共団体を実施する地方創生事業ということになっておるわけでございます。何に使つてもいいというものではないでございます。これはこれに特定をされているわけでございます。

と同時に、企業の寄附につきましては、その企業自身に企業イメージの向上などのメリットがもたらされるといふふうにごえられておりますので、寄附額の六割を軽減するというところで、企業みずから負担するのは四割ということでございます。

ですから、そういう仕組みにおいて、あるいは目的において、同じふるさと納税という言葉を使つていますが、企業版と個人版は大きく異なるものでございます。

○椎木委員 地方創生を推進するためには、国や地方公共団体だけでなく、産官学といったさまざまな主体が連携して取り組むべきと考えます。今回の企業版ふるさと納税創設を契機に産官学の連携を進めようと考えたとき、企業の参画をどのように促すか一つの課題であると思いますが、いかがでしょうか。

○石破国務大臣 御指摘のとおりであります。まず、これが国会の御審議を経て成立をいたしました際には、今このところ、政府としてこういう法案を出しているという説明は企業に対してしておりますが、何だか個人版ふるさと納税と同じような理解をされちゃつて、では、企業に返礼品が来るのかとか、社員全員に何かもらえるのかとか、そういうような話が出てくるようなこと、それはやむを得ないことなんです、個人版ふるさと納税のイメージで考えていますから。

いや、違いますと。地方公共団体が総合戦略をつくりまします。それで、こういう総合戦略ですよ、ですから、企業の皆様方、どうぞこれに対して寄附をしてくださいという、もともと地方公共団体にも、そういうような商品をつくる努力とアピールの努力が求められる。

では、それに関心を示す企業が、そうであればと、そこで得られる利益というのは、イメージの向上ということなのです。実際に何か経済的な利益がそれによってもたらされるものではありません。

そうであるがゆえに、企業の側も、それだからこうしたらいいではないか、ああしたらいいではないか、そういうような知恵は当然なければイメージアップにも何にもなりませんから、そこにおいて企業の参画というものはより積極的に行われるべきだと思っております。それは、大学においてもそうですし、金融機関においてもそうですし、言論機関においてもそうですし、そういう多くの方々の参画、お知恵によってよりよいものが出ていくということを目指さなければなりません。

○椎木委員 これはやはり、企業が地方公共団体へ寄附を行う行為ですから、普通であれば、企業にとつては株主に対する説明が必要になると思うんですね。そういう意味で、企業が地方公共団体へ寄附することに對して企業側のメリットを明確に示す必要があると考えますけれども、この件についてはいかがでしょうか。

○石破国務大臣 これは、繰り返して申し上げるようですが、本邦初演でありますので、ではメリットって何ですかと言われますと、それは、そういういい事業を応援することによって、その企業が、社会的な責任というのか、そういうものを果たす企業なのだということを広く多くの方々に認識していただくということがメリットなのだと思います。

委員御指摘のように、企業は株主に対する説明責任がございませうから、そんなことをして何にな

るんだというような話は、株主の側から出るかもしれない。ですから、企業は、株主に對する責任もございませう。しかし同時に、社会に對する責任もございませう、このあたりをどのようにして、両立しようのかアウフヘーベンというのか、そういうことをしていく努力というのはさらに企業に求められることになりませう。

○椎木委員 最後、関連して一点だけです。地方公共団体から企業に對する働きかけというのはどうあるべきと考えていますか。

○石破国務大臣 これは、地方公共団体が企業に對して、その総合戦略で目指すべきことがどれほどすばらしいものなのかということ、きちんとしてビジョンに基づいて誠心誠意説明するということが大事なのだと思っております。

これはこそ企業に對して思い切った税制優遇をするわけでありまして、それは結局、国民の税金になるわけですから、そうしますと、そういうような、ある意味国民全体の負担をもつてそういうことをやろうとするからには、それがこの地域にとつて、あるいは先駆的なものであるとするならば国全体にとつて、どれほど意義があるものなのかということ、トップセールスのような形で首長みずからが企業に對して御説明をするということをお願ひしなければなりません。

首長が行くときに、何ですか、その企業版ふるさと納税という反応を企業がしちゃつたら、そこから説明しなきゃいかぬわけで、こういう制度がありますということを知るところまでは私どもの責任でございませう。それをどう活用するかは、自治体の皆様方にお願ひをしなければならぬものでございませう。

○椎木委員 次の質問に入ります。生涯活躍のまち制度に對して質問いたします。地方創生の観点から、中高年齢者が希望に依りて地方や町中に移り住み、地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療、介護を受けることができる地域づくりを進めるための生涯活躍のまちの制度化を図るとのこ

とですが、生涯活躍のまち構想の制度化により、生涯活躍のまちが全国にどの程度できると想定されているのでしょうか。

○石破国務大臣 これはわかりませう。というのは、今、二百数十の団体から手は挙がっています。手は挙がっていますが、それがどういうイメージをお持ちなのか。つまり、これまた本邦初演でございませうので、五十代、六十代のアクティブなシニアの方々が、サービスの受け手ではなくて出し手としてコミュニケーションをつくってくださうという、この全てが今までにない発想なわけでございます。

そうすると、これを自分の町に置きかえてみたときに、事業者は一体誰になり、どういう人をどこから呼び込み、そして同じような世代の方を一遍に入れちゃいますとどうまく回転しないことにならうわけでございます。そして、コミュニケーションといたるところで、では、今いる住民の方々とのように連携を図っていくということもこれからのお話でございます。

ただ、多くの自治体が強い関心を持っていただいておりますので、さればこそ、支援チームというのを立ち上げて、私どもも初めてのことでございませうから、自治体とよくお話をし、関係の方々とお話をしながら、私は支援チームの初回の会合でも申し上げたんですが、これは、やつてみました、だめでしたでは済みませうので、まして人の生き方にかかわることでございますから、やつてみました、だめでしたでは済みませう。

ですから、今ここで幾らということ、数を決め打ちはできませんが、できるだけこれが多くのところに展開をして、新しい人生というものがそこで生まれる、新しい交流というのが生まれるというところで、多くのところを期待はいたしております。政府として積極的に支援をいたしてまいります。

○椎木委員 冒頭申し上げましたけれども、この法案に對しては、私は、制度的にも賛成の立場でございます。

ただ、この法案のレクを受けたときに同僚議員からも心配があつたんですけれども、どの程度の中高年齢者が生涯活躍のまちに移住すると考えているのか。例えば、私は移住したいんだ、ただ、うちの女房は絶対反対するという委員もいます、この辺の見通しといいますか、そういうものもやはり把握はできていない、これからだということよろしいんでしょうか。

○石破国務大臣 御指摘のとおりです。ですから、東京に住んでいらつしやる五十代の男性の五割は地方に移住するということを考えている、もしくは検討したことがあるということになるわけですね。そういうことは、男性は五割ですが、女性は三割しかいないんです。男性は、会社をリタイアして、地域に戻ると誰も友達がいないう。奥さん方はいろいろなコミュニケーションのつながりがある、行きたきゃあなた一人で行きなさいみたいなことになるわけでありませう。

そこでいろいろなことが起こるわけですが、心配されるのは、移って仕事があるかないか、そして、そこにおいて医療とか介護とかいうものは本當にきちんとあるのか、交通の便はどうか、買物の便はどうか。と同時に、東京によつてと手に入れたマイホームを、移るはいんだけけれども、誰が借りてくれるか、誰が買ってくれるか、誰が住んでくれるかということがあります。このところのフォーローはきちんとしなければなりません。中古住宅の流通という課題でございます。

もう一つは、どうも奥様は来てくださらないことになりとせば、例えば今、大人の休日とか、いろいろの商品がございませう。あるいは早割とか超割とかいう制度が航空会社にもございませう。だとすれば、例えば、奥様が東京にお住まいで、移住した旦那さんのところへ月に何度でも行ける、あるいは、地方に行つても、東京に何度か行つて歌舞伎も見られる、原宿も歩ける、そういうようなことができないだろうか。

そういうふうに、ちゅうちゅうするような要因をいかにしたら除去できるかということは今議論し

ておるところでございます。また御指摘をいただければ大変ありがたいと存じます。

○椎木委員 次に、生涯活躍のまち形成事業のような事業は、各地域のそれぞれの事情に合わせて、地方公共団体や民間の事業主体が創意工夫を生かして自立的に行うべき施策であると考えますが、法律によって枠がはめられることでこうした創意工夫を阻害することになるのではないかと心配しています。この点についての見解を伺います。

○石破国務大臣 結局、記載事項としては、中高年齢者の社会的活動への参加の推進に関する事項等々、一々読み上げませんが、四つが書いてあるわけでございます。もつと書けという御意見もあるんですけどね。そうでないと地方は何をやつたらいいかわからないじゃないかということもありまして。委員と逆のことをおっしゃる方もあるわけですね。

ただ、この基本的なことを定めまして上で、これはやはりマストのことだと思っておりますので、それ以外の部分は可能な限り創意工夫を委ねるといったことが必要だと思っております。

○椎木委員 次に、地方公共団体の自主的、自立的な構想の推進を支援するために、国においても、既存の制度についての適宜適切な情報提供等を通じて積極的に支援をすべきと考えますけれども、これらについての見解を伺います。

○石破国務大臣 それがまさに支援チームの役割なのでございますが、そもそも一体何の補助事業が活用できるんですかという制度の情報提供をしなければなりません。あるいは、助言の実施というのもやっていかなければなりません。

例えて言えば、石川県金沢にシエラ金沢というのがあって、これはCCCの一つのモデルと呼ばれているのですが、そこはいろいろな税制を活用してやっているところがございます。ですから、そこに生きがいがあり、にぎわいがありというふうには私思っています。では、どうしたら事業がうまくいくのだろうかというふうなことを、私も教えてさしあげるなぞという話ではなくて、ともに悩んでともに考えていく、そういう支援チームでなければなりません。

何にしても、第一回の会場で申し上げたように、人の人生がかかった話ですから、失敗することとは許されないとよく認識をしておるところでございます。

○椎木委員 私も、この法案の説明を受けたときに全く同じような質問を事務方にもしたんですけども、やはりこの支援チームというのは非常に重要な役割だと思えます。

そういう意味で、生涯活躍のまち支援チームでの検討対象となる地方公共団体というのはどのように選定するのでしょうか。

○石破国務大臣 これは、今、手が届いているのは二百六十三あるわけでございますが、やはりそれぞれにおいて、どこは申し上げませんが、かなり精密に考えているところがございまして。土地をどうしましようか、事業者は誰がやりましようか、どういう人をどこから呼び込みましようか、どのようにして交流を図りましようかということまで、かなり熟度の高いところもあれば、何だかそういうものをやつてみたいなど、でも、それが、何か実は空き家対策だったりすることもあつてございまして。

ですから、制度の趣旨を御理解いただき、そしてさまざまな観点から検討が加えられた熟度の高いものからやつていきたいと思います。これは全体を失敗することになりかねないと思っております。そこに不公平がないようにしたいと考えております。

○椎木委員 時間的に最後の質問になってしまうと思ひます。地域再生推進法人が生涯活躍のまちの担い手になることができるよう、平成二十四年に創設された地域再生推進法人制度について、これまで十分に活用されていないと聞いております。その原因がどこにあるのか、また、今回の法改正においてどのように改善しようと考えているのか、お聞き

したいと思ひます。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。地域再生推進法人制度につきましては、地域住民により近い立場で地域再生事業を行う法人に地域再生推進のコーディネーターといった役割を担っていただくということを期待している制度でございますが、今お話がありましたように、平成二十四年の創設以来、五つの法人しかまだ指定されていないという状況でございます。

この中で、特に営利法人についてでございますけれども、これは平成二十六年法改正で追加したものでございます。政令でございますけれども、株式会社にあつては、地方公共団体の有する議決権の割合が三割以上であることを要件としております。したがって、これが制度の活用が少ないところでございます。

一方、現在、地域におきましては、官民協働で地域再生を推進しようという機運が非常に高まつてきております。地方公共団体が出資していない営利法人であつても地域再生推進法人として指定することができるようになることで、地域再生を実施する中核的な担い手として活動できるようにすることとしております。

特に、今お話がありました生涯活躍のまちにつきましては、今お話がありました生涯活躍のまちにつきましては、事業主体が、社会福祉法人とか医療法人もありますけれども、民間企業といったところも主体として非常に期待されているところでございまして、このような制度改正によりまして地域再生推進法人制度が広く活用されるように期待しているところでございます。

以上でございます。

○椎木委員 時間が参りましたので終わりますけれども、最後に、冒頭のいろいろちよつと私も申し上げたので、若干補足させていただきます。私、前回も申し上げましたけれども、この委員会は与野党の垣根はないという認識でございます。少なくとも私と我が党は、そういう意味で、我が

党は、自民党の補完勢力と言われるときもあるんですけども、何と言われましてもそんなのはどうでもいいんです。我々は自民党のためにやっているんじゃない、国民のためにやっています。それが、自民党がいい方向に進んだのであれば、我々は大いに応援したい。これは全て国民のため。

そういう認識に立つて、今後も、この委員会、大臣と建設的な議論を交わしながら、ある意味ではお支えしていきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上で終わります。

○山本委員長 次に、小熊慎司君。

○小熊委員 改革結集の会の小熊慎司です。おはようございます。

今回の地域再生法の一部を改正する法律案ですけれども、大きな項目の中で、私も地方にいる中でとりわけ大事だと思ひるのは、生涯活躍のまち、これは新たな取り組み。海外を見ればこうした取り組みはもう行われているわけでありまして、けれども、新たに日本版ということでもやるわけですね。

さはさりながら、これを行つていく上では、これは大ざっぱに言うところでも、いざいざ、都会でもコミュニティ、人間関係というのはありますけれども、大臣のところもそうでしょうけれども、やはり地域の人間関係がどうなつていくかということとは非常に重要な点で、それは迎え入れる側の人間関係もそうですし、行く人たちのことも、両方、やはり心の折り合いをつけていかなければならない点で、これが実際、ハード面とかいろいろな支援体制とかというのがありますけれども、でも、一番重要なことは、人の心の折り合いをどうつけていくかということが一番の成功の鍵を握っているんじゃないかというふうに思ひます。

そういう意味では、今回のこの法改正、また支援体制についても、地域交流拠点というのを整備

したいと思ひます。

地域再生推進法人制度につきましても、地域住民により近い立場で地域再生事業を行う法人に地域再生推進のコーディネーターといった役割を担っていただくということを期待している制度でございますが、今お話がありましたように、平成二十四年の創設以来、五つの法人しかまだ指定されていないという状況でございます。

この中で、特に営利法人についてでございますけれども、これは平成二十六年法改正で追加したものでございます。政令でございますけれども、株式会社にあつては、地方公共団体の有する議決権の割合が三割以上であることを要件としております。したがって、これが制度の活用が少ないところでございます。

一方、現在、地域におきましては、官民協働で地域再生を推進しようという機運が非常に高まつてきております。地方公共団体が出資していない営利法人であつても地域再生推進法人として指定することができるようになることで、地域再生を実施する中核的な担い手として活動できるようにすることとしております。

特に、今お話がありました生涯活躍のまちにつきましては、事業主体が、社会福祉法人とか医療法人もありますけれども、民間企業といったところも主体として非常に期待されているところでございまして、このような制度改正によりまして地域再生推進法人制度が広く活用されるように期待しているところでございます。

以上でございます。

○椎木委員 時間が参りましたので終わりますけれども、最後に、冒頭のいろいろちよつと私も申し上げたので、若干補足させていただきます。私、前回も申し上げましたけれども、この委員会は与野党の垣根はないという認識でございます。少なくとも私と我が党は、そういう意味で、我が

党は、自民党の補完勢力と言われるときもあるんですけども、何と言われましてもそんなのはどうでもいいんです。我々は自民党のためにやっているんじゃない、国民のためにやっています。それが、自民党がいい方向に進んだのであれば、我々は大いに応援したい。これは全て国民のため。

そういう認識に立つて、今後も、この委員会、大臣と建設的な議論を交わしながら、ある意味ではお支えしていきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上で終わります。

○山本委員長 次に、小熊慎司君。

○小熊委員 改革結集の会の小熊慎司です。おはようございます。

今回の地域再生法の一部を改正する法律案ですけれども、大きな項目の中で、私も地方にいる中でとりわけ大事だと思ひるのは、生涯活躍のまち、これは新たな取り組み。海外を見ればこうした取り組みはもう行われているわけでありまして、けれども、新たに日本版ということでもやるわけですね。

さはさりながら、これを行つていく上では、これは大ざっぱに言うところでも、いざいざ、都会でもコミュニティ、人間関係というのはありますけれども、大臣のところもそうでしょうけれども、やはり地域の人間関係がどうなつていくかということとは非常に重要な点で、それは迎え入れる側の人間関係もそうですし、行く人たちのことも、両方、やはり心の折り合いをつけていかなければならない点で、これが実際、ハード面とかいろいろな支援体制とかというのがありますけれども、でも、一番重要なことは、人の心の折り合いをどうつけていくかということが一番の成功の鍵を握っているんじゃないかというふうに思ひます。

そういう意味では、今回のこの法改正、また支援体制についても、地域交流拠点というのを整備

していつてちゃんと交流を図っていきます。協働の体制をつくっていきますと及はしているんですけども、実際、ソフトの面で本心にどう心の折り合いをつけていくのかという、ソフト、ハード両面を取り組んでいかなければいけないと思いますが、まず、その取り組みについてお伺いをいたします。

○牧島大臣政務官 お答えいたします。

今御指摘ございましたとおり、生涯活躍のまちにおいては、中高年齢者が地域社会に溶け込みながら健康でアクティブな生活を送ることができると思っておりますし、地域住民の方と交流する、協働することなども大事なことで考えております。

ソフト面では、健康づくり、生涯学習など、地域における社会的活動への参加を促す各種のプログラムや情報を提供することを想定しております。例えば、大学などでの講座、または資格を取りたいという方の生涯学習の場、育児、子育て、介護、地域活動などの社会参加、農業、地元中小企業への就労など、いろいろな形があるかと思いますが、このような取り組みを通じて、地域住民と交流、協働した魅力的な生涯活躍のまちが実現されるよう、国としても積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

○小熊委員 資料どおりの答弁なんですけれども、それはわかっているんです。踏み込んで言うと、結局、地域の大学とかなんとかということですが、一番はやはり、これは地域の差があるかもしれないですけども、町内会とか、集落ごとに単位があるわけですね。その町内会、自治会へのアプローチというのが欠けているというか、考えているんだけれども、そこが一番先に出てこなきゃいけないと私は思うんですよ。

いろいろな機会をつくって大学とか、NPOとか言っていますけれども、町内会、自治会に対するアプローチというのがやはり一番最初に来なきゃいけないと思うんですが、その点はどうなん

ですか。

○牧島大臣政務官 町内会、自治会へのアプローチということも大変重要なものだというふうに思います。

移住を決意された方々のお話を私も何回も伺った中で、その地域に住んでいらつしやる方たちといろいろな交流ができる、または、地元についての情報をいただいたことが新たな場での生活の道筋につながっていったというお話も実際として伺っているところがございますし、そうした御示唆は受けとめてまいりたいと思っております。

○小熊委員 それであれば、それを形に変えていく、形にどうか、では支援体制としてどう支えていくんだというものは、メニューがなければいけないんですね。金が全てではないんですけども、それは必要ですねというのは、必要性は訴えてくる、では具体的にどうなんですかとなると、ないんですよ、今回、実際、ないんですね。ありますか。

○石破国務大臣 いや、その問題意識は強く持つていまして、同じ例を再度出して恐縮ですが、先般、金沢のシエラ金沢に行つたときに、私、地域の方々に同じ質問をしたんです。自治会はどうなっていますかというのを聞いたところが、私の記憶では、このシエラ金沢自治会というのがあるわけではない、ここはここで別個独立した自治会をつくるんじゃない、前からおられる地域の方々の自治会というものの一部になることによつて交流とか融和とかいうものを図つていきたいというお話でした。

一方において、いや、そうではないのだ、五百人とか千人の単位で移り住むことによつて初めて交流が生まれるんじゃないか、知らないところに行つて肩身が狭いということではなくて、そこに一つのコミュニティをつくることによつて、一種の緊張関係もあるのかもしれないが、初めて本当の交流ができるのではないかと御意見もありません。

何にしても、コミュニティではありませんが、

そこに旧来からお住まいの方々の関係というのが一番大事であるという問題意識は強く持つていまして、どういう形でこれをいろいろな支援チームの中で議論していくか、その自治体がそういうような問題に必ず逢着するはずですので、私どもとしても、自治会のあり方そのものの検討も含めて、この話はきちんとした答えを出したいと思つていきます。

○小熊委員 大臣がおつしやられたように、そういう視点で支援を、基本的には、一義的には市町村ということになってくるんでしょうけれども、その先にある町内会、町内会でも、地域によつてすけれども、自治会、町内会があつて、なおかつまた小学校単位で何々地区町内会連合会とかとあるわけですよ。

今大臣が言われたとおり、町内会そのものに入るといふパターンもあれば、別個にそれをまとまつた単位でつくつて近隣の町内会と交流していくというあり方もあると思つていきたいと思います。その場合は、何々地区連合会みたいなものがあるわけですよ、市の中でも校区単位に分かれて町内会がまとまつてありますから、ちっちゃい町村だとなりすけれども、そういうことを想定しながら、これを成功にするために、地域住民との交流、協働というのをうたつていくわけですから、これも、これで一番大事なのは、先ほどの答弁ではなくて、一番最初に来なきゃいけないのは自治会、町内会であるということ、ちゃんと形として、支援体制として見えるように今後は取り組んでいただきたいなというふうに思つております。

次に移ります。

都会から地方に行く広域移住型ではなくて、近隣転居型、地方の中でも町中に住んで医療とか行政サービスが受けられるようにしよう、結局、コンパクトシティみたいな考え方なんですけれども、一方で、大臣御承知のとおり、農水省の方では、集落機能維持という項目で予算立ても

しているわけですね。あと、コンパクトビレッジというのがあります。

残念ながら、全体的に人口が減っていくというのは、これは事実であります。全体的に薄くなつていくわけですけども、人を寄せていきたいと思います。この政策の中で、片や、いや、今までどおり維持しようという政策もあつて、この整合性はどうなんだというところがあるんですよ。この点についてはどうでしょうか。

○石破国務大臣 それは、ここにこれだけの議員がいて、みんな思い描くのは、自分の選挙区といいますが、委員であれば津若松あるいはその周辺のことを思いになるんでしょうし、私であれば、鳥取市、その近隣のことを思い浮かべるわけですね。だから、状況はみんな違うんですけども、委員の御指摘はまさしくそのとおりなんです。

私が思っているのは、新興住宅街というのがございます。昭和四十年代、五十年代に、田んぼだったところに何々ニュータウンみたいなものがいっぱい建つた。ところが、そこが高齢化をして、子供も住まなくて、どんどん空き家がふえている。でも、そこも、道路も維持しなきゃいけないし下水道も維持しなきゃいけないしということ、そこを行政コストがかつて、自治体としては極めて厳しい。そうであれば、そういう方々はかつて住んでおられた市の中心部にお住まいいただけませんかというのがコンパクトシティの基本的な考え方だと私は思っているんですよ。

他方、小さな拠点、コンパクトビレッジと言われるのは、何とか郡何とか町とかいうように、本常に人口がどんどん減つちやつた、このままだと集落機能そのもの、町の機能そのものが維持できないというときに、でも絶対そこに住んでいたいという人がおられるわけです。そうすると、憲法上の要請から、そういうような御希望というのはかなえなきゃいけないということに相なつておりますし、そのことを私は別に否定的に解するつも

りはございません。

そうすると、そういう方々がどこどこどこ何々市に出ていくのではなくて、かつての町役場、村役場があったところに、医療とか介護とか教育とか生活とか、そういう機能を集約する、そしてそれぞれの集落との間は、バスが空気を運んで走っているのではなく、しかし、高齢者の方はもう車を運転できない方が出てきますから、そういうところにデイマンドバスとかデイマンドタクシーとか、そういうものを走らせて、町中に出ちゃうという選択ではなくて、その何々町、何々村というもので集落を維持しながらやっていくというのがコンパクトレゾの発想でございます。

ですから、何がコンパクトレゾで何がコンパクトシティでということとはこれから明確にし、法律の中でも位置づけていきながら、地方の再生というものを図っていく。そこはもつと丁寧に御説明をする責任は私にあると思っております。

○小熊委員 しかれば、今回の生涯活躍のまちの中でうたつている近隣転居型というのは、この近隣というのはどういう範囲なのかということなんです。

今、大臣のコンパクトシティ、コンパクトレゾのことでは、一つの市町村単位の中でいえばその論理が通用するんですけれども、では、今大臣がおっしゃったように、鳥取周辺地域まで含めて近隣転居型というのであれば、結局は、そういう拠点が集まって、集落から出ていってしまうんじゃないかということですね。この近隣転居型というのは、市町村ごとの中の話なのか、生活圏域の市町村を飛び越えてある程度のエリアの中で近隣転居を進めていくということなのか、これはどちらですか。

○石破國務大臣 これも、これが近隣型であるとかいうことを私が決め打ちで申し上げても余り意味のないことだと思っております。

ですが、見たことも聞いたこともないところに

行くというのは人間かなりつらいものがございます。やはり、自分は福島県の出身なので、東京で五十代を迎えたいけれども福島へ帰ろうとかいうのは、余り近隣とは言わないんじゃないかと思えます。それから、むしろ、町中に住んでいた人が新興住宅街に行きました、そういう人たちがまた戻ってきまうみたいなのも、一つの近隣型の典型的なイメージなのかなというふうにも思っております。

あんたは来ちゃだめとか、そんなことが言えるはずはないのであって、ただ、どういふものが一番その地域の再生というものに望ましいかという視点は、やはり行政のこれから先の、財政が厳しい中で住民に対してより高度なサービスを提供していくという観点を外してはならないものだと思います。

○小熊委員 私が今イメージしているのは、近隣転居型の移住をやつて、今言つたとおり、生涯活躍、また、老後を安心して暮らしましょうといったときに、では、大臣が私の地元のことと言及していただきましたが、会津若松市がこれをやりました、この拠点をつくりましたと。呼びかけをした、隣の町、また、もうちよつと離れた山の奥の町でコンパクトレゾに取り組んでいるんだけれども、それと比べたらやはりこっちの方がいいからとなつちゃうんじゃないか、その整合性をどうするんですかということなんです。

都会から福島だ鳥取だに行くという話じゃなくても、近隣転居型に限定して言うのであれば、その地方の中で移動がなされてしまつて、町でおさまるといふ話じゃなくて、町を越えていくということが出てくれば、片や集落機能の維持、コンパクトレゾというところもやっているとすけれども、そこをまた比較になつて、結局、今、人口問題というのは、これは東京一極集中だけの話ではなくて、地方の中でも、県庁所在地に集中していくとか、それなりの市に行くという話がありますから、そういう流れも出てしまうんじゃないか、そこはどうしていくんですかということの質問なんです。

○石破國務大臣 これは、やつてみなきゃわからないと言つて、いいかげんなことを言うなみたいな話になるんですけども、委員御指摘のように、コンパクトレゾ、小さな拠点は小さな拠点で頑張るんです。コンパクトシティはコンパクトシティで頑張るんです。そうすると、ではどっちを選んだという場面は出てくるんだと思えます。

ただ、今のままだと、委員の選挙区も私の選挙区も事情は多分似たようなものだと思いますけれども、コンパクトレゾにとどまるという発想がなくて、いきなり町中へ飛び出さるか、あるいは、もういい、自分が生まれ育つたところで死んでいくんだということ、いろいろなサービスも受けられないままに年を重ねていくか、どつちになつちゃうというのがあるんだと思うんです。

私は、コンパクトレゾであれコンパクトシティであれ、国民に選択肢を提示するということは大事なことだと思っております。結果として、コンパクトレゾよりも、コンパクトシティというか町中居住、町中でそういうコミュニティに住みたいという方が出られたとしたら、それはそれで選択の結果である。しかし、選択がないよりははるかによいと思っております。

○小熊委員 まさに大臣のおっしゃるとおりで、それをこれから我々政治家も言い切つていかなきゃいけないなというふうに思います。今のままだと、やはりまだまだちよつと右肩上がり時代の幻想が地域の方々にも残つていて、何とかなるんじゃないかということなんです。もうこれは撤退戦ですから、残念ながらそれはもう難しいです。よと言つていかなきゃいけない場面というのが出てきます。日本の国土面積もありませんけれども、各国、先進国を見ても、これだけ隔々までユニバーサルサービス、行政サービスを提供している国というのはないわけですよ。ほかの国もいろいろ調べましたけれども、どこかで区切つて、日本人からすると冷たいなと思うけれども、やつ

ているわけですよ。そうじゃないと、やはり限られた財源の中で市町村も国もやっているわけでありますから、どこかではつくりたいかなきゃいけない、ハードランディングしなきゃいけない分野というの今後出てくるかなというふうには思っています。

そういう意味では、まだまだそここのところまで行かない部分もありますけれども、今回、この生涯活躍のまち、またいろいろな取り組みの中で差が出てくる、政策の成果にも差が出てきます。地域ごとにも差は出てくるわけでありまして、その痛みをしつかり受けとめること、これは、大丈夫ですよと言わないで、やれないことはやれませんかという場面が今後しっかりと出てこない、逆に、集中して投資をして、この少子高齢化、人口減少を乗り切つていこうということが、覚悟して乗り切つていけないうふうにも思っています。これはまた、本当に深いテーマですから、今後議論をしていきたいないうふうにも思っております。

次に行きますけれども、第六次地方分権一括法です。これはもう第六次まで来ていて、これまでの積み上げも重要だつたというふうには思いますが、いきなりということではないんですけれども、そもそも地域の自主性及び自立性ということなのであれば、総理も具体的な条文については言及はしておりますけれども、憲法改正にも総理も言及しているところです。

憲法という、国民の皆さんも含め、九条の話にすぐ行つちゃうんですけれども、九条は九条で議論するのは大事なんですけれども、それより前に、公明党さんが言っている環境権をどうするんだとか、真つ先に取り組むべき課題というののもつとあつて、特に私は、第八章の九十二条の地方自治の本旨というのを、憲法改正と言うのであれば、抜本的に九十二条を改正して地方自治の進展をやるということが、今後、第七次、第八次地方分権一括法というのでも出てくるんじゃないか

ども、それよりも、今総理も憲法改正ということに言及しておりますので、であれば、地方創生担当大臣として、憲法改正の中でもこの九十二条をやつて抜本的に地方分権を進めることが一番大事ですというふうに言つていくことも一つのあり方かな、アプローチかなというふうに思うんです。

この憲法改正、地方分権に関して、大臣の見解をお伺いいたします。

○石破国務大臣 我が党として野党時代に憲法改正草案を取りまとめましたということは、総理が国会で何度も答弁をしておることでございます。

政府としてこのことに言及するのが適切だと思つていないというのは決まり文句でありまして、そういうことだと思ひますが、私は、地方分権というものの一つの問題というか、その目指すべきところは、国が本来やるべきことに専念しないとまずいということなわけです。

これはもう、私が当選一回、二回のころからずっとある議論で、小選挙区制というのもその流れの中にあつたわけですけれども、やはり、外交、安全保障、通貨、財政、そういうものに国は特化しないと、地方のことは、ニア・イズ・ベターというんでしようか、なるべくそこでやつた方がいいのだということが、国は国がやるべきことに専念しようということと一体であるお話しだと思つております。

地方分権というものを憲法にどう書くかは、また我が党の中で議論されることでしょうし、憲法審査会において先生方の御議論を賜ふことですが、それをやつたときに必ず出てくる議論は、権限を渡すなら財源も渡せ、こういう話になるわけで、そこで財源の偏在があるものだから、さればこそ地方交付税というものが機能しているわけですが、この地方交付税こそ諸悪の根源みたいな御指摘もあるわけで、この話はずっと引きずつてきていくわけでございます。そこについて一つの解決を出していかないと、この議論はいつまで

たつても進まない。

我が党として憲法改正草案を持つておりまして、そのことを私どもはお願ひする立場にございませぬが、個人的な問題意識を申し上げれば、そのあたりについてさらに詰めた議論というものを、私自身は今後したいものだと思つております。

○小熊委員 私の今回のこの質問の趣旨は、大臣に細かいところまで立ち入つていただきませぬけれども、結局、憲法改正も国民投票で決めるわけですよ。まさにこういう議論をしなきゃいけないのが、憲法改正というのは九条の話題ばかりというの、論議をしなきゃいけないということであれば、ちよつとフォーカスが狭いなということですね。

憲法には大事なことがいっぱいある中で、今言つた九十二条一つとっても、本場にきちつとやつていかなくちゃいけない。簡単ではないというの、もちろん大臣の指摘のとおりで、こういう議論を巻き起こすということが重要だということに思つておりますし、戦後七十年の中で、これほど憲法改正というの、ある意味、現実味というか、今までは本場に遠い話であつたわけですけれども、現実感を持つて憲法改正というのが語られているときに、大事な九十二条、地方自治のあり方というものの議論が少くないということが、私はまさに地方自治にとつて不利益だということに思つております。

憲法改正の議論の中で地方自治のあり方というのは大事だともつと担当大臣として言つていくことが、九条もそれは議論しなきゃいけないんですけれども、憲法改正という、ほとんども、多分、半分以上が九条の話になつちゃうんですよ、国民も含めて。そうじゃないんだという話をどんどん情報発信していく。どうするかということ、いろいろな立場があるし、現実、いろいろなことがありませぬけれども、まず、論議、憲法を論じるという上で、地方自治というのがあるんだという旗頭を上げていくことが担当大臣としては必要だということに思ひましたので、今回の質問

をさせていたたいたわけでありませぬ。

ですから、今回の一括法案というの、今後第七次、第八次とどんどん積み上げていくこともありながら、また一方で、そういう抜本的な問いかけというのを国民の皆さんにしていく立場に大臣はあるんじゃないかということで、今回の質問をさせていたたいたわけでありませぬ。

ぜひ、その点からも、今後ともしっかりと国民の間で議論がなされるように、大臣が先頭に立つて、情報発信、またいろいろなアプローチをしていただきたいなというふうに思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に移ります。

東京一極集中の解消については、これまで取り組んでこられておりました。企業の地方移転なども税制のことでやつてきているわけでありませぬけれども、その手前に、やはり高等教育、大学とかの一極集中というのがあります。

もちろん、大学の設立の理念とか大学側の事情もありますから、一概に、東京に集中している大学をすべからず地方に移転しろと大なたを振るわけではないんですけれども、まず、大学など的高等教育機関が東京に集中しているという問題を点とつかりと捉える中で、しからばそれに対してどうしていくのかということに、地方移転で企業に対するインセンティブを与えたように、いろいろな大学への支援策の中でも、地方に行けばもつと支援しますよといったようなことも必要なのではないか。

東京一極集中を解消していく上で、大学の地方移転ということも私はやつていかなければいけないというふうに思ふんですが、その点についてお伺いをいたします。

○石破国務大臣 そもそも東京一極集中がなぜ起こるかという、高等学校を出てから大学その他の高等教育機関に行くときにわつと東京に集中するわけですし、高等教育機関を出て就職するとき、地方の高等教育機関を出た人がまた東京に来るといふので、若年層の流入というのが実は東京

一極集中の正体なのであつて、だとするならば、そうならないようにどうするんだという話です。

ところが、多くの地方の県がそうであるように、そもそも高等学校を卒業した人たちが受け入れるだけの大学の定員がないということがあつたわけで、では、そこをどうするんだい。あるいは、秋田にあります国際教養大学のように、極めてユニークな教育を行つて全国から学生が殺到する、やはりそういうものを地方に立地していくということが大事なんじゃないかなというふうに思つております。

また、文科省におきましても、大規模、中規模の大学が三大都市圏に集中しているわけでありまして、これらの大学を中心に、入学定員超過を抑制するために私学助成や大学等設置認可時の基準の厳格化などの措置を二十八年度から段階的に講ずるといふことになつておるわけでありませぬ。

実際、八王子なんかに行つていた大学が都心回帰を起しているわけですよ。これを一体どう考えるんだ。移転税制のように、では何かインセンティブを設けたらどうなんだろうかという議論は、これから先、したいと思つております。とにかく、東京一極集中の正体である以上は、何かの抜本的な策を講じないと、これはもうとまらないというふうに思つております。

ただ、そこで、東京にある大学が地方に行つたらばこんな税制優遇がありますとか、こんな補助金を出しますとか、それはもう文科省の所管なんですけれども、そのことについては大学の自治がどれだけ絡むか、私ちよつとよくわかりませぬが、相当の議論を巻き起こすことにはなるだろうと思つております。

ただ、やはりこのことについて、当委員会におきましても、あるいは文部科学委員会におきましても、いろいろな御議論を賜り、方向性を出していかないと、東京一極集中は実はとまらないのだというふうに私は思ひます。

○小熊委員 議論して方向性を出していかなくちゃいけないという答弁、本場にありがとうございませぬ。

す。大きな流れの中では、大臣言ったとおり、地方の大学を出てもこちで就職しちゃうね、そういう抜本的な、根本的なところをきちっと捉えて対処していかないと、根本的なところもありませんが、大学一個だけ地方に来て、すくく大きな影響があるわけです、地域にとつては、百人、二百人の企業を誘致することでも、地方では大きな二ユースになるわけですよ。大学が来て、鳥取に四年間しか住まないけれども、四年間、若い人が何百人とこの町に居るんだというだけで、その地域にとつては大きな影響なわけです。

だから、東京一極集中の流れを抜本的にどうするんだというレベルではなくて、もう本当にちっちゃいレベルなんですけれども、一つの大学が地方に移転していくということだけでも、地方にとつては大きな起爆剤。だから、大手企業、大きな工場を誘致する以上の効果があるという点からも、ぜひ議論を起していただきたい。

なおかつ、東京もいいところなんですよ。けれども、やはり若いときに地方の環境がいいところで勉強をしていく、青春時代を過ごすということでも、生徒たちも学生たちもいい体験をするなというふうにも思います。

議論して方向性を出していかないと、いかにいいということでも、答弁いただきましたから、文科省も含め、人口の動きのあり方の一つとして、大学がどうあるべきかというのはぜひ今後しっかりと議論をしていただきたいというふうにも思います。

次なんですけれども、少子化対策で、これはこれまでの大臣の答弁、この委員会でもいただきました。もちろん、結婚、出産というのは個人の価値観にかかわる問題でありますから、政治がどこまで関与できるかというのには慎重にしていかなければいけないところがありますし、また、結婚したいのに社会環境の問題があつてできないというのには、これは政治としてそういうのを改善しなきゃいけないですし、子育てがしやすい社会状況があるという意味では、それをやっていくのが

我々政治家の責務だということに思います。

ただ、価値観の部分まで踏み込んで、こうしなさいよというのには、やはりやるべきじゃないというのはそのとおりであります。

そうした中で、今、メディア等で話題になつていられる大阪の茨田北中学の校長先生の発言。これは、読み込んでみると、最後の方には、子育てというのは男性側の問題もあるから、ともに育てるべきなんだということも言っているの、いいことも言っているんですけれども、女性の幸せが子供を二人以上産むこととすと言つちやつていっているのは、それは、個人の考えは、思想信条の自由ですから、言論封殺みたいなことはよくないと思つておられますけれども、校長先生として全校生徒に向かつて言つたということは、やはりこれは問題があるんだらうなというふうにも思います。

茨田北中学の校長先生のこの発言、女性に対する価値観の押しつけとか、言い切つてしまつたことについては、これはどういうふうな大臣は捉えますか。

○牧島大臣政務官 お答えいたします。

御指摘の件につきましては、詳細な事実関係まで承知しておりませんので、本件に対するコメントは差し控えておきたいと思つておりますが、いずれにしても、出産などは個人が自由に選択すべきものであり、特定の価値観を押しつけたりプレッシャーを与えたりすることがあつてはならないというふうにも考えております。

政府としては、個人が希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標として少子化対策を進めることとしております。

○小熊委員 ありがとうございます。

大臣はどう思いますか。

○石破国務大臣 今、政務官からお答えしたとおりなんです。要は、人にはいろいろな価値観があるんです。それから、そのことについて、政府として、人間の価値観まで踏み込むことはしません。ただ、産みたいのに産めないよねという環境

を除去するところは政府の責任です。

この後、委員の御議論の中に出てくるのかもしれないんですが、全国全ての自治体の出生率というのはこんなな差があるのか、そして、それと密接に関係する平均初婚年齢というのは、同じ県の間でどうな状況にある町村で何でこんなに違うんだというのがいっぱいあります。

そうすると、全国にあまたある自治体で違ふ法律が適用されているはずはないのであつて、同じ法律が適用されているわけで、では、何でこんなに違ふのかというのを、それはそれぞれの自治体で見つけていただかなければどうにもなりません。

ですから、これは、そういう、産みたいのに産めないよね、結婚したいのにできないよねという状況を取り除いていくというのも政府と自治体の共同作業であつて、どっちがいろいろの悪いのと責任の押しつけ合いをしたつて始まりませんから、これは全ての自治体にデータをお配りいたしてあります。見ていないというところも時々あるわけ

で、ぜひ見て、議会でも、あるいは市役所の中でも町役場の中でも議論していただかないと、ちつともこれがリアリティを持つて伝わらないし、実現にもつながらないと思つております。

○小熊委員 平均初婚年齢は、都道府県別でいうと福島県が一番早いです。これは「ケンミンSHOW」という民間の番組で言っていましたけれども、結婚しなきゃいけないという意識が非常に高い県だということもあつて、もちろん、制度的なもの、社会環境というのがありますけれども、やはり意識というのに関係しているんだなと、そのテレビを見たときに思つて、確かに、私の周りを見ても、結婚するのが当たり前でしょうみたいな、保守的な地域なのかもしれないですけども、あ

るんです。

だから、今大臣が言つたとおり、私も言つたとおり、政治としては、しにくい環境というのを改善していくのはもちろんですが、やはり子供を産むというのは男にはできないわけでありまして、三

世代同居に優遇政策をするというののも一つのアプローチなんです。厚労省のデータにもあるとおり、専業主婦の家庭であると収入が高いから多子化しているとかというののも一つの要因ではあるんですけれども、一番の要因は、やはり男性が育児参加している家庭こそが、三世帯同居していても旦那が育児参加していないところは多子化になつていないという状況もあつて、最近、イクメンというのがちよつと傷つけられましたけれども、だから、イクメンをきちつとしていくということが非常に重要だということであつて、今回、この中学校の校長先生が言うべきは、そこだけ言うべきであつて、産むのが一番の幸せで、しかも、一回産んで育ててから大学に無償で入れるという考えに私も賛成しますとまで言つちやつていっているのは、教育者としてはやはりよくないし、大臣が言つたとおり、価値観の押しつけというのは、やはり政治の立場でも教育の立場でもやっちゃいけないというふうにも思つております。

時間がないので最後にしたいと思つてますが、一つ、ぜひ大臣に訂正していただきたいことがあります。

一年半前のこの委員会で、与党の委員から、それはその人の価値観です、別に私もそこまで否定はしません、必ず子供は三人産み育てるのがいいんだというのを結婚式のお祝いで言うという話が出ていた。それはそれぞれですが、大臣も、今のスピーチは私も結婚式でやろうと思つていますと思つちやつていっている。その後、出産とか結婚というのは個人の価値観ですから踏み込むのは慎重にしなきゃいけないというのがあるんですけれども、和やかに進んでいた委員会、私もいたので、だから、誤解を受けますから、これはちよつと訂正をして……。一年半前、平成二十六年十月十七日のこの委員会でのやりとりの中であります。

これは、同じだとは言いませんが、大きつぱに言えばこの茨田北中学の校長先生と同じような意味にとられかねないですよ、うがつた見方をすれ

て、そんなことはないと思います。普通にやっています。全部の自治体がやっているかはわかりませんが、先進的な自治体かどうかはわかりませんが、そういうことはしっかりと議論されて、数値目標を立ててやっていかねばいけない。

これは、地方議会で私たちが言っても、そして行政が本場で動くかというのいろいろの問題があつて、そういう意味では、どんどんどんどん行政の側の事業評価に対して取り入れられていくというのは進めていかなければいけないし、これはどんどんやっていくべきだというふうにも思っています。ただ、やっていく中でその効果が薄くなってしまうということは、やはり結果として新鮮さがないんだと。

そもそもこの交付金は、意識が変わらなければ、結局はこれまでの考え方と一緒に、従来の仕組みどおりなので、対象は地方創生が加えられただけのものではあつて、そして、従来同様の交付金であれば効果は薄いんですというふうになつてしまえば、やはり会計検査院も指摘していますので、ここは、意識を変えていくというのはいつもおっしゃっていますけれども、なかなか難しいかもしれない。でも、実際にこういう状況であるという数値目標があつて、数値であらわせばこういう状態ですので、これをしっかりと捉えていただきたいと思ひます。

本論に入ります。
企業版ふるさと納税についてお伺いをします。
地方創生応援税制、略称企業版ふるさと納税ですね、これは、地域格差の是正、地方産業の活性化、納税意識の向上、自治体の積極的な地元支援など、多くの可能性が秘められているというふうな言われる一方で、見てみると、やはり懸念する部分があるというふうなところがあると思ひます。

そこで、この制度を国民の目線で見たときに、あるいは実施する側の自治体といった視点で見たときに、国側じゃないその二つの視点で見たときにどういった課題があるのかということについて

ますが、まず冒頭、この企業版ふるさと納税制度、これをどういう趣旨で導入なさつたのか、これを石破大臣にお伺いいたします。

○石破国務大臣 これは、地方公共団体が取り組む、効果が高い地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合に、法人住民税及び法人事業税、以上地方税であります、国税であります法人税における税額控除の優遇措置を新たに設けるといふ仕組みでございます。地方税のみならず、国税におきましても優遇措置を新たに設けるといふことであります。これは、それには限りませんが、企業の創業地でありまつか、あるいは地方創生のプロジェクトに取り組みでありますか、そういう地方に対する企業の貢献を促進するものであります。

よくある話で、自分の出身地に工場をどうしてもつくりたいなというのを全国でいっぱい見ますですね。あるいは、自分の出身地に何か寄附をしたいんだという、オーナー社長さんに多いパターンであります。そういうのがあります。そういうものに限らず、地方がこういうプロジェクトをやりたいんだと。もちろん、ゆえんのある、ゆかりのあるところへ行くでしょうけれども、そうじゃないところにも行くというのがあるんだと思うんです。

どうしても従来型の企業の納税というのは、そういう縁のあるところに限られていたんですが、むしろ、縁というよりも、プロジェクトの先見性とか、そういうものに対して企業が参画をし、お互いにいいイメージを得て効果を発現するというのが従来の制度と違うのだと思つております。
○篠原(豪)委員 さて、そうしますと、企業に託つての寄附金というのが、これは国または地方自治体に対する寄附金というのがあつて、指定寄附金、特定公益増進法人などに対する寄附金など、その寄附金の区分によつて、これまで、必ずしも支出した金額が損金にならない。これも、そもそも寄附という支出が売り上げや利益につながる効果が見込めないと、営利を追求する民間の企

業の活動においては、これは寄附することのインセンティブは薄いんだらうというふうな考えです。

ですので、今回盛り込まれる企業版ふるさと納税制度そのものについては、企業から見れば、損金算入ができる、法人住民税などによつて寄附額を税額控除できる、これは、従来の寄附金制度と比較するとインセンティブが大きいのはそのとおりだというふうな思ひます。
そこで、まず、このような中で、現行でも企業から地方自治体への一定の寄附が行われているのは行われているんです。それで、その上に企業版ふるさと納税導入というのがある。では、この企業の寄附行為が今後加速されるのかどうか。そして、規模としても増加するのではないかと、これは何となく想像できるんですが、この点を、政府としては、現段階でどの程度見込んだ数値として計画を立てていらっしゃるんでしょうか。
○石破国務大臣 これもやってみなきゃわかりません。

実際そうなので、どれだけ魅力的なものが出て、それに対して、委員おっしゃるように、この税制では寄附額の三割の税額控除が講じられますので、軽減効果は倍になるわけですね。そうすると、いいことだ、いいことだ、寄附しようという話なんだけれども、他方、そんなことで株主に對して説明できるのかということがある。
企業は営利ですから、これは何のもうけにつながるんだと言われれば、これを説明する義務が生ずるわけで、そうすると、一体どんなプロジェクトが出てきて、企業がそれにどう乗つて、株主に對してどう説明するかというのは、正直、今の時点ではわかりません。そういうのが多ければいいなと思ひます。

ですから、先ほどもお答えしましたが、この制度の趣旨はあまねく徹底します。だけれども、どんなプロジェクトをつくるかは自治体です。そして、それに参画することによってだけイメージアップができるかというのを説明するのは企業の株主

に対する責任なので、そういうことをわからないまま、今これだけですなぞと言うわけにはまいらないという趣旨で申し上げております。

○篠原(豪)委員 やつてみないとわからないということなんですかね。
まず自治体がプランをつくつて、それを認めて、それに対しての寄附を実際に実施していくという順番だと思ひますので、それはある程度さうなのかと思ひますが、でも、やはりしっかりとやっていかなきゃいけないというふうな思つていますので、政府としても見ていっていただきたいと思ひます。

ところで、気になるのが、企業版ふるさと納税の導入によつて地方自治体が多額の寄附を受けようというふうになつたときに、許認可とか、物品の調達であるとか入札、こういった、特定の企業を不透明な形で優遇するおそれ、いわゆる便宜供与が図られるんじゃないかということが、お金を寄附していただきますので、民間ですから、あるんじゃないかということ。
企業としても、それはいろいろな企業がありまますから、私はないと思ひますけれども、何かしらの見返りを目的に、経済的利益というよりも目的という意味で考える人も出てくるんじゃないかというおそれがある。だからこそ寄附をするのではないかということ。

ですので、地方自治体と企業の間で、健全な寄附であるということはある程度しっかりと担保しないといけないと思ひます。そのときには、当該寄附の要件を、内閣府令で、寄附の代償として経済的利益を伴わないものとしていっているんですが、具体的には規定としてはどういふふうにしていくつもりなのかということに対してお答えいただければと思ひます。
○石破国務大臣 地域再生法施行規則、内閣府令はそういうことになりましたが、そこにおきまして、地方公共団体が法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することを禁止するといふふうな書こうと思つております。法律

が成立し、施行しますときには、これを内閣府令として定めてやりたいと思います。

そうなつてくると、企業の側からしてみると、では、経済的利益がないのに一体何でするんだよ、どうやって株主に説明するんだよ、こういう話になりますので、先ほど、やってみないとわからないと申し上げたのはそういう意味でございませぬ。

ですから、それによつて利益が得られるから寄附しようということではないということ、内閣府令におきましてきちんと定め、徹底していくものでございませぬ。

○篠原(豪)委員 今も言ったように、内閣府令で法案上きちんと規定していくということで、そのあるならば、きちつとやつていただきたいと思ひます。やはり気にされるのは癒着の問題が出てくるんじゃないかということですので、本當にしっかりと定めていただきたいというふうに思ひます。

民間からの寄附の代償、見返りとして経済的利益を伴わないものと規定する予定の内閣府令、これを今つくつたことで、これからつくりませぬ、では本當に地方の自治体でそういうことが行われないかどうかというのは、これはどうやってチェック体制をしきつやつていくのかということが大事だと思つていませぬ。

この点について、地方自治体に対してどうチェックしていくのかということ、これも大切なところだと思ひますので、大臣にお伺いできればと思ひます。

○石破國務大臣 それはこういうものですよということをお自治体に徹底することが何より大事で、こういうプロジェクトに乗つてくれませぬかというときに、企業の側から、では、何か利益があるのかいと言われたら、それはだめで、自治体の側を言わないとどうにもなりません、自治体の側にそういうことは徹底をしなければいけません、企業の側にも、こういうものですよということ、きょうもそういう会合がございませぬが、いろいろ

な経済団体との会合で、東京にいる偉い人たちはわかつていても地域地域の一人一人はわかつていないということはお話でございませぬ、そこは、この法律が成立をしますれば、この委員会の委員の方々にぜひぜひそれぞれの自治体で御説明いただけたらありがたいと思つたりするものであります。

あわせて、地方議会におきましても、これはおかしんじゃないかということをおチェックしていただくことは、それは地方議会の役割の一つでもございませぬので、自治体並びに議会に対してもこの制度の趣旨というものを徹底するために、わかりやすい広報宣伝には努めてまいります。

○篠原(豪)委員 自治体の方に徹底をして、そして議会の方でもチェックをしていただくということですね。

仮に、今回導入される予定の企業版ふるさと納税による企業から自治体への寄附について、議会のチェックが働かない、それで、自治体もいろいろな捉え方をしていますから、果たしてそれを本當にきちつと指示どおりにできるかどうかといったときに、住民が、これは何かおかしんじゃないのか、寄附行為の代償として何らかの経済的利益が与えられているんじゃないかといった場合には、これを住民監査請求の対象とすることは可能でしょうか。これは政府の方にお伺いしませぬ。

○末宗政府参考人 お答えいたします。

住民がチェックをする仕組みとして、住民監査請求制度というものがあつてございませぬ。総務省の所管でございませぬが、地方自治法の第二百四十二条には、普通地方公共団体の住民は、当該団体の長や職員が違法または不当な公金の支出、財産の処分、契約の締結などをしたと認めるときには、監査委員に対し地方公共団体の住民が監査を求め、それができる旨の規定がございませぬので、地方公共団体が御指摘のような行為をしたと住民が認めるときには、この規定に従ひまして住民監査請求をすることができると考えてお

ます。

○篠原(豪)委員 今回、癒着が行われているということが疑われている、これをとめるために、どこかで罰則規定とかかというのが必要だと思つてございませぬ。その罰則規定があるのであれば、ある一定の力というのが働くとお思ふんですが、罰則規定については、あるかどうかというのをお答えできますか。

○末宗政府参考人 お答えいたします。

罰則規定はございませぬ。

○篠原(豪)委員 そうなつて、大抵、では、もう一つ伺ひますが、現行法上、企業から自治体への寄附について、企業名と寄附額の公表義務を設けるのかどうかですね、一つは、もう一つは、その上で、企業版ふるさと納税を利用して企業が寄附をした場合には、企業名と寄附額について課す予定なのかということについて伺ひたいです。現行法上、企業から自治体への寄附について、企業名と寄附額を公表するののかどうか。

○末宗政府参考人 現行の地方制度におきまして、地方公共団体が寄附を受けた場合に、企業名と寄附額を公表することを義務づける規定はございませぬ。

○篠原(豪)委員 です、実は、罰則規定もないです、どの企業が幾ら寄附したのかもわからないんです。こうなつて、そもそも住民監査も、情報がないのでできないんです。ないんですよ。何にもないんです。

そうすると、例えば、ある民間の会社が、エネルギーだとか何かかわかりませぬけれども、日本の都市部の構造を見ますと、不交付団体というのはある一定の要件が結果としてあつて、そういったところに対して、これは後ほどお話ししますけれども、見えない形で幾らでも寄附ができて、もう一度申し上げますけれども、議会も住民も、住民監査もできないです、チェックできないんじゃないかと思つてございませぬ。果たしてそれで大丈夫なのかというので伺ひました。

これはもう本當に考えていただいた方がよろしいのではないかとお思ひますので指摘させていただきます、石破大臣、このことについて、今のお話を聞いた御所見をいただければと思ひます。

○石破國務大臣 ただいま次長からお答えしたとおりでありまして、企業名と寄附額を公表する義務はない、寄附を受けた公共団体に対してこの義務を課すことも考えていないし、罰則もない。

つまり、罰則を科すということになると、そのことの違法性というのは何なんだということになつてきませぬ。そうすると、隠れて寄附をすることによつて指名を得ましたとか、そういうことなのかしらということになるんですけれども、どこが指名を受けたかというのは、それはもう非常に公正な仕組みの中で納税者にわかるようになっていまして、ね。

そうすると、実際に罰則を科すに足るような違法性のある寄附とは一体何なんだということを考えると、かなりレアケース中のレアケースではないかと私には思われるのです。そんなことをして何の利益があるんだという気がいたします。ただ、理屈として、委員の御指摘は、なるほどねと思つてもございませぬので、済みませぬ、検討させていただきます。

私自身、今のところ、そういうところに寄附をしたという企業は、ぜひぜひうちの名前を出してというところでないと思ひます。うちの名前を出して、うちの名前を出して、でも寄附するよという、いわゆる陰徳を積むような、そういうのもないとは言わなければいけません、普通であれば、公表してねというのが想定される。そもそもそういうものを想定してやつていられるんですが、済みませぬ、やや性善説的に立つていられるかもしませぬ、そういうことがあつた場合にどうするかということ、は、ちよつと預らせてください。

○篠原(豪)委員 性善説的な立場であつて、それは一つのお話だと思ひます。しかし、やはり随意契約というのでも存在しますし、もつと言へば、

町全体を何か大きなお金でというような流れをつくるということもあるかもしれないので、これはぜひ御検討いただきたいと思ひます。ありがたうございます。

このふるさと納税ですけれども、高市総務大臣が、平成二十七年の六月三十日、閣議決定後の記者会見で、地方創生を推進するとともに、地方法人課税の偏在是正の一助とするという考えに立つて提案されたものだろうと受けとめていますと発言されています。

これは石破大臣にもお伺いしたいんですが、企業版ふるさと納税は、税収移転による地方法人課税の偏在是正としての効果があるというふうな、同じように考えていらつしやるでしょうか。

○石破國務大臣 この仕組みからして結果的にそういうことは起こり得るし、それはあるべき姿だと思つています。

○篠原(豪)委員 それよりも本質的な話に戻つて、この偏在是正は、地方法人課税の観点からいつたら、抜本的に税財源を国から地方へ移す、地方分権改革を行うことが本筋だというふうな考えの場合、石破大臣はこれに対してはどういうふうにお考えでしょうか。

○石破國務大臣 委員の御指摘は、偏在是正の観点からいえば、税財源を国から地方へ移すのが本筋だという御指摘と承知をしてよろしいでしょうか。

そういったしますと、国から地方へ移すのはいいんですけれども、財源そもそもが偏在をしているので、移されたところで、財源そもそもが地方にないよというところが山ほど出てくるはずなんです。さればこそ地方交付税の財源保障機能みたいなものが機能しているわけであつて、ここは地方交付税のあり方のそもそも論になつてくるんだと思ひますが、財源だけ移しても困るよという地方はいっぱいあるわけでございます。もちろん県なんかは典型なのでありまして、そうすると、鶏と卵みたいな話なんです、だからこそ、財源が生まれるような、そういう産業構造に

変えていかなきゃいけないね。

私はあちこちで申し上げているんですけども、要は、国に頼らなくても自主財源でやっていけるような、そういう地方をつくつていく、稼ぐ力のある地方をつくるというのはそういうことだというお話で、とにかく、補助金ちようだい、交付税ちようだいということばかり言つていた。というのは、経済が右肩上がりの時代だったから言えただけの話であつて、これから先、そんな話は通用しないのだ。

財源の移転というのはそうなんですよ。そのときに税源も移転してくれないとしようがないねという話であつて、地方創生の目指すは、究極の姿はそういうことではないかなと私は思ひます。

○篠原(豪)委員 わかりました。もう一つ、では、この企業版のふるさと納税の制度が本当にうまくいくのかなというところに入つていきたいと思つてます。

自治体が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合、その計画に記載された事業を支援するため地方自治体に寄附を行った企業については課税の特例措置を講ずるとされています。先ほど最初にお話ししたとおりだと思ひます。だからこそ、時間がいろいろとかかつてくる問題もある。ほかのことについてもいろいろあるかもしれないけれども、そこで、確認したいんですけれども、地域再生計画にまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を記載できないこととなる自治体、この要件を教えてください。また、具体的に、当該事業、この事業ですよね、記載できない地方自治体、これはどこになるのか、お答えいただけます。

○末宗政府参考人 お答えいたします。まず、記載できない要件でございますが、地方交付税の不交付団体である都道府県、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体の市区町村といたしております。具体的には、東京都、二十三特別区、それから、東京都、埼玉県、千葉県、

神奈川県に所在する十八市町の不交付団体の合計四十二団体が対象外になつております。

○篠原(豪)委員 東京都といへば、千葉、神奈川、埼玉、東京、なぜここだけこういうふうになつていないのかということですが。

東京都の不交付団体は、聞くところによりますと、庁舎もぼろぼろで頑張つていらっしゃるんだと。他方では、さつきちよつと言ひ方がわからなかつたので言ひましたけれども、ある地方の不交付団体に行けば、特定の産業があつて、お金が常に入つてきている。そういうところに対しては今回は対象外にしていないということなので、どうして真面目にやつていられる団体にとってはということになるので、このところを真剣に考えていかなければいけないんだらうと思ひます。

去年の、東京にある企業の地方移転、事業所単位で箱物をつくつて税制の優遇措置というのがありましたが、あれも、冒頭申し上げましたけれども、大阪圏、そして東海、我が神奈川県もそうなんです、横浜市はだめということでした。

これはやはりしっかりと考えていかなければいけないと思つてます。何で不交付団体であればということ基準にしているのがわからない。もう一つは、この自治体を選んでいく理由もよくわかりません。もう一つ言へば、財政力で判断するのであれば、例えば財政力指数を使つた方がいいんじゃないですか。

というので、これはよりよい方法があると思つてますが、このことについて、これはちよつと通告してないんですけれども、大臣、御感想をいただければと思ひます。

○石破國務大臣 これは、財政力指数というのの一つの考え方だと思つております。

ただ、やはり不交付団体になるというのはいじめたいことであつて、本来、喜んでしかるべき話であつて、交付団体は、いかにして不交付団体になるかということを努力しなきゃいかぬので、できるだけ交付団体でい続けようという気は、かなり病理現象ではないだらうかという気がするわけ

す。

というのは、私の若いころ、過疎自治体の洗いがえというのがありまして、私の鳥取でも随分いろいろな町村が過疎に指定をされたんです。私はありありと覚えておりますけれども、済みません、過疎になつちやいましたといつて新幹線の中から電話したんですよ。そうしたら、相手の某村長が、よかつた、じゃ、花火を上げてお祝いだと言つたので、何が起つたんだと私は一瞬思つた。でも、なるほどそういうことなのかというの

はわかる気がします。

つまり、インセンティブとして何なんだという、やはり不交付団体になつて国からのいろいろな支援を受けなくなつた自治体が、よりそれを活用して、どのようにして先導的な役割を果たしていくかということではないかと私は思つております。

ただ、不交付団体になつちやつてデメリットばかりだ、だからそうならないようにしようと思つれば、これはかなり病理現象なのであつて、そこについての改革の議論は、総務委員会あるいは総務省において行われることだと思ひます。どうすれば不交付団体にならうかというインセンティブがよりきいていくのかということ、多分ワンセットの議論だと思つています。

ですから、不交付団体だけれども庁舎はぼろぼろで頑張つていこうというような事例も多分委員は御承知のことだと思ひますので、またいろいろな知見を賜りたいと存じます。

○篠原(豪)委員 後ほどお伺いしたいところと少しかぶるところもあるんですけども、おっしゃるところ、大体そんなところなのかなと思ひます。

導入予定のこの企業版ふるさと納税では、企業が集中して経済活動が活発な、今言つた東京都、二十三特別区、東京都の不交付団体十八、これが対象外となると、当該制度の、このふるさと納税の税額控除のない、寄附のインセンティブが薄い一般の寄附金による寄附しかこれまでどおりされ

付税も、国の予算に計上された施策、事業というふうな位置づけだというふうに思っています。

今般、そうした役割のもとに、地方財政計画の歳出において、国の一般歳出の計上の動向や、社会保障・税一体改革における社会保障充実分など適切に反映させ、その上で、地方交付税を含む所要の一般財源を確保することとしております。先生がたたいま御指摘をいただきました地方創生推進交付金の地方負担分につきまして、所要の額を地方財政計画に計上し、適切に財源を確保しているところでございます。

これらも踏まえ、平成二十八年地方財政対策において、地方の一般財源総額におきまして、前年度を〇・一兆円上回る六十一・七兆円を確保したところであります。

この答弁は繰り返してございますけれども、恐縮でございます。よろしくお願いいたします。

○緒方委員 そうなんです。地方交付税の基準財政需要額のところ完全に積み上げてあるということは、それはもう当然でありまして、積み上げてあるんです。

ただ、それは、これは前回も実は私は同じことを言っているんですが、総額が伸びない以上、ここに入っていますという、その積み上げている分を見せたらええだけであって、必要な財源が不足なく計上されているとまで本当に胸を張って言えるかという、なかなかそこは難しいと思うんです。

そうすると、何でも地財措置、地財措置ということで、そういう形で、地財措置のここに入っています、ここに入っていますというので、三位一体の改革のときからずっとこのお話が続いてきているわけですが、この話をずっと続けていって、私が危惧するのは、地方交付税というものに対する信頼が損なわれるのではないかと気がするんです。

結果として、あそこに入っている、あそこに入っている、あそこに入っていると、これまでいろいろな政策をやってくるときの財政措置が、地

財措置ですということではいろいろなもの押し込まれ、それは全てきちつとした形で、恐らく、自治財政局の専門家の方に聞いたら、この一億円のこの部分が地財措置ですという説明を受けるんですけれども、そういうものの組み合わせで成り立っているんだと思いますが、けれども、地方交付税で措置されていますが、措置されていますというのを繰り返した結果として、上限がふえていないから、地方交付税なんてそんなものだよという認識が広がることというのは、むしろ、地方交付税に対する地方の信頼を損なうのではないかと、先生御指摘をいただきました。

基本的には、それぞれの地方団体からの、地方事情に即したいろいろな御要望というものがございまして、それから、国の制度の中で示している義務的をやっていたかばねばならないもの、それらをやはり総合して計算した中で、交付税として地方の中に、これもともとは地方独自の財源でありますから、これをしっかりとした形で配らせていただくということが大切なことであるというふうに思っております。

○緒方委員 公式な答弁はそうなると思うんですが、政務官も地方自治体で議員をやっておられたということ、その経験からも伺いたいたいです。

では、そういうふうに地財措置で積み上げたものというのが、各自自治体の予算査定過程において、それぞれ算定根拠はあるわけですが、この分がここに入っていますということですが、御経験がおありになると思います、地財措置で手当てされた分だけの財源がきちつと見合いの予算として各自自治体で計上されるというふうに思われますか、政務官。

○森屋大臣政務官 御質問いただきました。実は、私は、私立の幼稚園を経営しております。先生方は御存じだと思いますけれども、幼稚

園の就園奨励費というのがあります。これは、子供たちのお母さん方の所得に応じて個々の御家庭に支援をするわけですが、実はこんなものも交付税単価に算定されているわけです。

これは、実は実施の場面にいくと、それぞれの市町村において、それぞれの首長さん、市長様の考え方において、国の基準どおりにされることもあれば、そうではない違う分野にそのお金を使われるということも十分あります。それは、それぞれの地域の中で、やはり市長さんの考え方、あるいは、地方の議会においてしっかりとそのことを見ていくということが大切ではなからうかというふうに理解しております。

○緒方委員 そういふ答弁になるだろうと思いましたが、私が言いたいののは、地財措置で対応されていますというふうな言われ、けれども実際に来る額がそんなにふえていないということになると、結局、地方からすると、地方交付税の中が物すごいブラックボックスに見えていて、もつと言うとブラックホールに見えていて、いろいろなものが財源として吸い込まれていっているけれども、財源はふえない。そういう状態が続くことが実は地方交付税というものに対する信頼を損なうので、こういうものについては、きちんと措置されています、措置されていますということを強目に出すのではなくて、むしろ、地方の負担です、あなた方の負担なんですというふうな言い切ることが、親切ではないかと思えますけれども、ただ、期待と現実との乖離が少ないのではないかと、うに私自身は思っています。

ただ、なかなか政権運営上も、二分の一は用意します、二分の一は完全にあなたの方の負担ですと言いくことはよくわかります。よくわかるんですけれども、ちよつと期待感が乖離してしまうと、地方交付税がどんどん悪者になっていっている。今、地方自治体の方と話をすると、また地財措置ですかというふうな、むしろ地財措置でやっていることを、せつかく算定根拠に入れたりして

一生懸命やっけていても悪者になっているケースが多いと思いますので、これはもう指摘にとめさせていたきたいというふうに思います。

それでは、質問をかえたいと思えます。ちよつと、これは純粋に質問なんですけれども、平成二十六年補正予算で行われた事業の一つとして、私の選挙区のすぐ近くにある福岡県鞍手町というところで、廃校になりました中学校を使って学校まるごとアニメ事業というのを行っているところがございます。ちなみに、この小選挙区選出の方は麻生太郎副総理であります。額は三千七百五十万円でありまして、廃校になった校舎を使ってコスプレの聖地化をしていこうという構想だと聞いています。

私は、特にそういう町おこしをすることを否定するものでも何でもございませぬ。これは明確にしておきたいと思えます。ただ、例えばこの事業の中には、図書の購入ということも同人誌みたいなものを買いたいとせよと、そういうことがあつて、そもそも要綱との関係でどこに当てはまるんだらうなと思つたんです。

対象事業ということで、地方創生先行型の交付金、これは何の事業なんでしょうか、内閣府。○末宗政府参事人 お答えいたします。先行型交付金につきましては、二十六年度の補正で措置をしたものでございますけれども、ソフト事業を対象としてございますので、今委員御指摘のような経費等も対象になっていることだと思います。

○緒方委員 事業分野として幾つか書いてあるんですけれども、仕事づくりに資する人材の育成とか、コンパクトシティとか、小さな拠点に関する事業、プレミアム商品券、いろいろなことが書いてあるんですけれども、何の事業分野なのかというところなんです。もう一度。

○末宗政府参事人 お答えいたします。まち・ひと・しごと、仕事の創出ですとか出産、子育て、あるいは移住、定住、そういった分野が対象になっておりまして、学校まるごとアニ

事業につきましては、その狙いは、観光振興と産業振興を組み合わせた政策間連携あるいは廃校の有効活用ということでございますので、一番のポイントとしては、雇用の創出なり観光、交流人口の増というものを目指しているものでござい

ます。
○緒方委員 これは、地元で、そもそも何なんだと聞かれたので、あえてこの場で聞かせていただきまして。地元で、地方創生というのは結構範囲が広いねということを言われ、ぜひこの件を聞いてほしいと言われたので、あえてお伺いをいたしました。

質問をかえたいと思います。
地方創生推進交付金なんですけれども、平成二十七年年度の補正では、加速化交付金ということと同じく一十億が計上されています。二十七年補正でついたものと今回の推進交付金、この違いというのは何でしょうか、内閣府。

○末宗政府参考人 お答えします。
両方の交付金で、自主性、主体性を重視する、あるいはKPI、PDCAというところは共通をしておりますけれども、今回の加速化交付金は、一億総活躍社会の実現のための緊急措置ということでございますので、仕事に重点を置いた形になっております。

○緒方委員 済みません、現時点までに、この加速化交付金、平成二十七年年度の補正でありますけれども、もしわかればですけども、どれぐらい使われておりますでしょうか。
○末宗政府参考人 お答えいたします。
二十七年年度の加速化交付金は、申請を今いたしておりまして、三月の下旬に交付決定を行いたいと考えております。今、審査中でございます。

○緒方委員 これは、最近、予算委員会をやる毎年毎年上がってくるネタでありまして、必ずしも補正でやらなくてもいいものが補正に入っているということの一つの例ではないかなというふうに思っています。
一般会計予算、当初予算が非常に苦しいという

こともあって、補正という形でお金を積んで、けれども実際に使われるのは四月からでありますので、これは、毎年毎年、予算委員会をやる、この政党が与党であろうとも必ず出てくるテーマでありまして、財政フレームの観点からも、こういうふうにくさん名前が出てくるんですね、先行型交付金とか加速化交付金とか推進交付金とか。年度と補正とによって、名前が物すごく似ていて、けれども何となく似たようなものが並んでいて、これは、何度も言いますが、古さを感じたことですが、財政の規律等を損なうんじゃないかな、そういうふうな感じがします。

今回の推進交付金なんですけれども、本来の意味での推進交付金というのは五百八十四億円で、その残りの四百十六億については、地方創生整備推進交付金ということで四百十六億ということになっております。

地方創生整備推進交付金というのは、その対象施設は、これまでの地域再生基盤強化交付金、道路とか港とか汚水処理施設とかいうことだと聞いておりますが、ちよつとタイプの違うものを二つ並べて一十億で推進交付金と言っているように見えるわけですが、この二つは一体としてきちつと運用することができるとは、内閣府。

○末宗政府参考人 お答えをいたします。
御指摘の旧地域再生基盤強化交付金を含めまして、一体的に運用することを考えてございます。
○緒方委員 しかしながら、片方は、道路、港、汚水処理施設ということで、箱物にすごく焦点が置かれたもので、こちらについてはどつちかというソフトの事業も含めてということなんですかけれども、恐らく、これを一体として運用していくことで地方創生推進交付金ということになっていくはずなんです。

今、一体として運用していくようにしたいと思っておりますが、それはどうということなんでしょうか。いわゆる施設物があるというソフト物をつけるのか、どういう意味での一体的な運

用だということなんでしょうか、内閣府。
○末宗政府参考人 まず、ソフトの事業とハードの事業、両方ございましてけれども、地域再生基盤強化交付金につきましては、ハードとあわせて、ソフトと組み合わせる事業を行うことを基本としております。

そもそも地域再生基盤強化交付金につきましては、以前は、道路なら道路、あるいは港湾なら港湾を組み合わせるということだけだったんですが、今回は、地方創生推進交付金の中に位置づけられる際に、地方版総合戦略に位置づけなければならぬということにいたしましたので、地方版総合戦略の中に位置づけられることによってソフトの位置づけである旧来の地域再生基盤強化交付金が組み合わされながらやる、そういうことになって

○緒方委員 そうすると、今回は、五百八十四億円がいわゆるリアル推進交付金みたいな感じで、残りの四百十六億については地方創生整備推進交付金ということなんです。これはソフトとハード組み合わせながらということですが、額が固定された状態で、これについてはハードで残りの分についてはソフトも含めていろいろやれますということであると、これはそれでいいのかもしれないけれども、将来的には、こういう、額が決まった形で、ミッションがついて二つに分かれているということになると、運用がすごく硬直的になると思っています。

将来的な姿として、今、五百八十四億、四百十六億、この二つを足して一十億となっているものを、完全に一つの交付金として統合することについていかがお考えですか、内閣府。
○末宗政府参考人 お答えいたします。
これは二一ズに際して対応していくものでございまして、額を固定するというようなことを考えているわけではございませんけれども、ただ、予算のたてつけといたしましては、四百十六億の方はいわゆる公共事業でございまして、予算の

区分上は別のものになりますが、ただ、先ほど来申し上げていきますように、一体のものとして運用していくことを考えています。
○緒方委員 いやいや、なので、まさに四百十六億の分は公共だということに私はさつきから申し上げているわけでありまして、けれども、これからこの事業をいろいろやっていくときに、もう四百十六億については確実に公共だということになつてしまつと、いろいろな事業を展開していくときにフレキシビリティを損なうんじゃないかと思うので、こういう公共の分とそうでない分を組み合わせる一十億ではなくて、もうちよつと使いたい一十億にするおつもりはありますかということをお伺いいたします。もう一度。

○末宗政府参考人 お答えいたします。
四百十六億の事業につきましても、予算の性質上は公共事業ということでございまして、これも、例えば市町村道と農道を組み合わせるといふような形で、いわゆる政策間連携として先導的なものだと考えております。それとほかの観光振興と組み合わせるソフト事業をやつていくという意味では、両方を組み合わせるといふことなので、予算のたてつけ上は別にはなつておりますが、先ほど来申し上げていますように、全体を一体としてソフトとハードを組み合わせながらやるということとは基本的にございまして、そのような運用をしていきたいと思っております。

○緒方委員 ちよつと質問の趣旨が伝わっていないですけれども、もうこれで公共だということと一定の額を固定してしまつと、例えば、ソフト事業をこの一十億の中で七億やりたいとかいうときには、これはできないですよ、すごく極端なことを言う。そういう硬直性がないように、将来的には、これが公共だ、これが公共でないとかいふような分け方ではなく、一体のお金としてやる政策運営をしていく上で適正な姿ではないですかというところをお伺いしております。もう一回。

○末宗政府参考人 お答えいたします。

財政法上は、予算書の記載として公共と非公共の区分が必要になっておりますので、そこは分けざるを得ないんですが、ただ、最初に公共の額はこれでありきということではなくて、二、三に添じて変動し得るものだと考えておりますので、そういう意味で、一体として対応していきたいということをお願いいたします。

○緒方委員 納得したところもあり、納得しないところもありますが、頑張ってください。質問を移したいと思えます。CCRCについてお伺いをいたします。

今回の地域再生法で、昨日、宮崎議員からの質問で、石破大臣から、CCRCについては、手続の簡素化とか、あと、推進交付金を使いやすくなるか、そういった答弁がありました。嫌みを言うつもりはないですが、これだけでCCRCが推進されていくというような御理解ではないと思うんですけれども、大臣、いかがですか。

○石破国務大臣 もちろん、これだけでできるものではないですね。ですから、これは、いろいろな制度を組み合わせて、試行錯誤、まあ錯誤しちゃいけませんけれども、地元と中央と事業者と、そこでどうすればこの事業は成功するんだろうねみたいな話を支援チームを通じてやっていきます。

その中で、さらに追加をして支援することがあるとすれば、それはちゅうちよするものではないと思っておりますが、厚労省等々ともよく相談をしながら、また、それが行ったところの財政負担が過度になることがないように、その議論も厚労省で行っていただくように思います。

○緒方委員 今回の制度がいわば土台になって、各地方ごとにそれぞれの特色とか課題とかがあつて、もしそれにいろいろ制度が上積んでいくことで推進されるのであれば、内閣府として総合調整で頑張っていたら、そのツールの一つとして、恐らく特区というものもあると思います。我が町も、CCRCを進めるための特区制度等々を提案させていただいておりますので、今回の地域

再生法の土台というか、そういうものに乗るメニューについては、積極的に取り上げていただければ、ぜひお願いをしたいと思います。

そして、CCRCについて先般私が質問したときに、裕福な方が住むゲートドコミュニティみたいなものは国の支援対象からは外すというふうな話でありましたが、そうであっても、もともととお金を持っている方を中心に、ゲートドコミュニティみたいなものというものは、ある程度は地方にばつばつと出てくると思うんですけれども、これまで、そういった形でのゲートドコミュニティをやってきたアメリカでも失敗例があるというふうにお伺いをいたしております。

過去に、失敗ケースでどういうものがあったのかとか、倒産して、そもそも住んでいる方が立ち行かなくなったとか、そういうケースがないんだらうかということをお聞きわけですが、これは事務方に聞いた方がいいですかね。

○伊藤政府参考人 お答えさせていただきます。アメリカのゲートドコミュニティの失敗事例については私もまづわからないうわけてはございませんが、日本の制度と違うところは、やはり、介護保険、医療保険等の公的なセーフティネットがしっかりあること。

それから、我が国においても、かねてより、有料老人ホームの倒産のときに、その後、どういふふうにならあつていくなかということ、公共団体がいろいろと御苦労された例が実態問題としてあるものから、そういうことを踏まえて、例えば、有料の老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅、これは多分、生涯活躍のまちの住まいの受け皿として結構有力視されるものではないかと思えますが、そういったものについても、例えば、家賃の前払いをするものについての保全措置を改正されていたり、あるいは、サービスつき高齢者向け住宅なんか、事業者が破綻されたときに、公共団体が住宅の情報提供をされたりする

ような措置をされております。そういうことも含めると、現時点では、生涯活

躍のまちとして、破綻をされて何か大変なことになるということが起こり得るような状況にはないのではないかと、このように思っております。

○緒方委員 たしか、CCRCを検討しているときの専門家の会合のときに、専門家の先生から、破綻したケースをよく調べてくれというふうな御下問があつて、調べたらアメリカにそういうのがあつたと。ただ、そのときは、事業の継承がある程度うまくいったので、別の事業者が継承したことで事なきを得たということでありましたが、このCCRCのゲートドコミュニティみたいなものというものは、それを運営する事業者からしても若干特殊なビジネスモデルになるのではないかと私は思います。

ある程度、高齢の方に戻ってきていただけて、その町が活発であるために、例えば、これは私の想像ですけども、最初はみんなお掃除しようというところでやっていただけたけれども、年がたつていくと、だんだんお掃除ができなくなつて、やはりそこは事業者が面倒を見なきゃいけなくなつたとか、いろいろな可能性があつて、将来的に事業者の負担がふえていくことというのはゲートドでも出てくるのではないかと、先ほど事務方の方からはありましたけれども、一定程度規制を設けないと、将来的に事業者から放棄をされてしまうゲートドコミュニティみたいなものが出てくるのではないかと、このことを懸念いたします。

規制のあり方を検討することについて、石破大臣、いかがお考えでしょうか。

○石破国務大臣 それを規制と言うかどうかは別として、そのコミュニティがサステナブルでないだめだと思っております。いつときはもうかるんだけれども、同じ年齢層の方をどんどん入れちゃいますと、それが同じような時期に同じような状況になってサステナブルではなくなる。では、どういふふうにして世代を少しずつずらしていくかということも考えていかなければなりません。

そこで、天寿満ちてお亡くなりになった場合どうするか、あるいは要介護になったときにどうするか。

このCCRCの特徴は、要介護になってから地方に行くのではなくて、元気なうちから行くことなんです。ですから、できるだけ要介護にならないで天寿満ちるようなことは考えていかなければならないんですが、そうでないことも当然起こり得るのであつて、いろいろなケースを想定し、シミュレーションはやっていかなければなりません。そこにおいて、規制と言うかどうかは別として、運営指針のようなものは私どもとしてお示しをしいかなければいけないという認識を私自身持つております。

○緒方委員 規制という言葉がいかにどうかというのはいわゆる、国として支援はしないとしても、よく注視をしていかないと、気がついたら、そもそも事業として立ち行かなくなつて、がしゃんと全部丸ごと下に落ちてしまうというふうなことになるのは、まさに大臣の言うとおり、サステナブルではなくなるということなんです。ここは、規制と言うかどうかはともかくとして、仕組みについてはぜひ考えていただければと思います。

次に、今回は企業版のふるさと納税制度が導入をされるということですが、これまでの個人向けのふるさと納税制度について少し質問させていただきます。これは総務省、農林水産省です。

ふるさと納税制度のサイトを見ると、一番の人は大体お米なんです。お米というのが物すごい人気でして、一万円寄附してそのうちの手出しは二千円です、二千円出すと二十キロのお米がもらえます、そんなページがインターネットを引くとどつと出てきます。

二千円で二十キロのお米がもらえるというのはすごくメリットのあることだと思つていただいても、その中で、いろいろな経験者のブログとか書き込みを見ていると、もうお米は買うものではない

全く問題ないわけです。実際に使ってどうかとかいうことの判断も多分これだと思えないでしょう。そこに口ポットを置くだけのメリットも余り感じられないんじゃないかと思えます。これでは、実際、口ポットを使って介護ができるかどうかという、いわゆる特区的な、試行的なことをするのに全く役に立たないし、厚生労働省はちょっとかた過ぎるというか、これだと、せつかくの特例という制度が進んでいかならんかと思わんですよ。これを全国展開すると思えば、それは今のような御懸念があると思えます、いろいろな問題があるので。そのために特区があるんじゃないですか。

こういうチャレンジングなものについて、今のうちに、うちとしてやりたいと思っているのに、はねている理由が、実需がないという言われ方をされてしまうと、地方からすると、そもそも特区なんか申し込んでやるものかという気が起きてくると思えます。これは山本委員長もわかっていただけたらと思います。

では、これは石破大臣にお伺いをいたしたいと思えます。特区の提案のときに、いろいろ提案をするんですけども、結局返ってくる答えの一つのいい例がこれだと思わんです。特区が認められた後の具体的なメニューのところ、こういう感じになってしまつと、地方の特区に対する熱意が冷めていくのではないかと、いふふうに思いますが、石破大臣、いかがでしょうか。

○石破國務大臣 ニーズがないからということでお断りしたとは私は承知していません。私が報告を受けているのは、必ずしも緩和をしなくても実証が可能であるということに対しては、いただいたので、これが、口ポットができないからこのユ二ツトでという、そういうような対応をしたとは承知しておりませんが、委員のそういう御指摘です。もう一回確認をさせていただきます。

問題はやはり、やりたいと思つて地方から出てきた提案をニーズがないということでお断り。ニーズがあるから提案しているのだから、ニーズがない

ないということでお断りというやり方は、私は決して適当だとは思っておりません。地方の御提案のそういうような御趣旨をよく理解しながら、意欲をそくようなことは断じてしてはならないと思っております。

○緒方委員 もう少し質問を残していただけておりますが、そろそろ時間が終わりますので、私の出番はここで終えさせていただきます。

○山本委員長 次に、宮崎岳志君。

○宮崎岳志委員 民主・維新・無所属クラブの宮崎岳志でございます。

昨日は、代表質問をさせていただきまして、石破大臣からもお答えをいただいたわけでありまして、その後、本会議散会後に開かれました当委員会では、大変残念なことがあつたということであります。私も理事の一人でございますので、この間の経過をまず冒頭整理させていただきたいというふうに思っています。

昨日、この委員会におきまして、大臣が今法案の趣旨説明を読み上げられました。そのときに、私どもの手元には当然こういう資料が配られていて、この一ページのところに、最初のところに趣旨説明の本文が載つていて、我々は、これを見ながら石破大臣のお話を聞く。これはほかの法案と全く同じであります。読み上げるスピードというのはかなり速うございまして、これを読みながら確認をしていく、こういうことかと思えます。

その際に、どうも原稿と違うなというのには私も当然認識をしておつた。各野党の皆さんも、あるいは恐らく与党の皆さんの一部の方々も、どうも違うものを読んでいるんじゃないかという認識であつた。しかし、最終的には、これが昨年通りました今法案の趣旨説明の方を読まれていた。昨年の四月二十四日、地方創生に関する特別委員会、ここに会議録がございまして、これを読み上げられていたということもございまして、冒頭のところというか、最初の方は大変似ているんで、同じ法案の改正案ですから、もちろ

ん改正の内容は違ふんですけれども、中身は、いわゆる人口減少と東京への一極集中という背景説明から始まつております。こういつたところは確かに似ている。

ですから、何か違うなというふうにも思つても、似たような話を言っているんで、例えば、別バージョンがあるのかとか、あるいは未定稿みたいなものが読まれているのかとか、いろいろ想像をめぐらせたわけでありまして、最終的に、最後の方に行くときと全く違うものになつていく。当然、今法案は、第一に地方創生推進交付金の話、それから企業版ふるさと納税の話、そして日本版CCRCの話、この三本柱ということだと思ひますが、前回改正は全く違う、こういう話になります。

それで、野党の方からも違ふんじゃないかという指摘はいろいろあつたんですが、最終的に委員長の方までその指摘が届かず、与党席の方からもそういう声が上がりました。そして、大臣の方が読み上げ終わったものが間違えたということに気づいて、委員長の指示のもと、再度読み直した、こういう経過であつたと思ひます。

こういうことありまして、大変な問題であつて、読み上げ終わつて、昨日の委員会が終わつた段階では、間違つたということはおわかつていたんですが、何を間違つたのか、何と間違つたのかということはおわかない状況であつた。その後、与党の方からもお話を伺つて、政府の方からもお話を伺つて、どうも昨年の法律改正のものを読んだようだ、こういう話になりました。けさの理事会でそこを野党側からもたださせていたいただいた。結果としては、問題であるということをお認めになつて、牧島政務官から状況の説明があつた上で、冒頭で大臣に陳謝をいただいた、こういう流れであつたかと思ひます。

そして、その陳謝が終わればよかつたんですけれども、その際に、与党席の方から野党をやゆるすような不規則発言がありました。ですから、そこでまた紛糾して、そして午後の再開前の理事

会で委員長にいろいろ整理をいただき、委員長に当該委員の方からお話を聞き取つていただき、いろいろ誤解があつて、また失礼な発言があつた、申しわけないということをお本人が謝罪されているというのを野党の各理事の皆様にお伝えいただいた上で再開を行い、そして、再度この委員会の冒頭で委員長の方から御注意があつて、品位を保つた形で行うようにという御指摘があつた。こういう流れであつたかと思ひます。

今回のお話を私が説明を受けたところによると、前回のフォーラムを参考に今回のものをおつくりになつたので、手元にたまたま前回改正のものがあった、それが紛れ込んでしまつて、大臣のお手に渡るところで間違つたものが渡された、こういう経過だという説明を受けました。そういうことは、もちろんあつてはならないことですが、あり得ることかとは思ひます。

一方で、ちよつと私どももわからなかつたのは、冒頭のところは似ているので、読み始めるというところはあつたと思わんですが、なぜ大臣が最後までお気づきにならなかつたのか。大臣のみならず、その周りの事務方の方、特にこの法案の作成にかかわつた役所の方々、こういった方々がここで随分な数聞いているはずなのに、なぜお気づきにならなかつたのか。ということに大変疑問を持つておられるわけでありまして。

特に、昨日は本会議がありまして、そこで大臣は今回の法案の趣旨説明を読み上げていらつしや。それに基づいて私も質問をさせていただいて、大臣からも御回答が当然ありますので、当然、法案の内容については熟知をされていることと存じます。

そして、もつと言へば、昨年のこの委員会でも大臣みずから趣旨説明をされているわけですから、その内容についても当然、質疑応答もされてきて熟知をされているということであつたんです。なぜ大臣がお気づきにならなかつたのか、そして、事務方の方が少なかつとも途中で気づいて、これは違ふんだと。後半になると随分出てくる単

これは違ふんだと。後半になると随分出てくる単

語が違いますから、ここがちよつと疑問であります。

この経過 改めて御説明を願えますか。

○石破國務大臣 大変御迷惑をおかけいたしました。幾重にもおわびを申し上げる次第であります。

経緯は今委員が御指摘のとおりでありまして、私にも、誰がどうのこうのと言つてもはございません。全て私の責任であります。申しわけございません。

私も読んでおつて、最初は一緒なんですね、ほとんど一緒なんです。途中でこれは変だということに気がついておりましたが、どこかでまたぐるつと回つてちやんとした文章が出てくるのではないかと期待して読んでいたら、とうとう最後まで出てこなかったという、実に、ばかり者とお叱りをいただければもうそれまでの話であります。これは、参議院でも寺田典城委員から大変厳しい御指摘をいただきました。

やはり私、自分に対する反省として思うのですが、長く大臣をやつておりますが、このようなことは初めてでありまして、どうもきちんとした危機対応ができなかつたという反省を持つているのと、やはり、法案の趣旨説明も、私、何度もやつていますが、どうやたらわかつていただけるといふふうにかみ砕いて書いていないという感じがございます。法案の趣旨説明も、事実を正確に御説明しなければいけません、やはり右から入つて左に抜けちゃうところがある、どうして法律用語がだつと入つてまいりますので、わかりやすく自分で書かなければいけませんという反省をすべく持つておるところでございます。

私自身、危機対応というものに至らぬ点があつたということ、そして法案の趣旨説明も自分できちんと書かねばならないというのが、私が今回の教訓として学んだことで、いづれにしても、委員初め皆様方に変御迷惑をかけましたことは、幾重にもおわびを申し上げます。

○宮崎(岳)委員 大変いろいろありましたけれど

も、私は、大臣がこの法律の内容を理解していないとか、あるいは、不真面目であつてこういうことを勉強していかないことは、正直、つゆほども思つておりません。けさも、私も議員宿舎の食堂にいたんですけれども、質疑の書類なんだろうかと、大臣が一生懸命読み込んでいらつしやるのかなというふうなところもお見かけしたところでありまして、いろいろな方から、夜も大臣が勉強していらつしやる姿を見ているという話も伺つております。ですから、恐らく、内容も知つていらつしやつたし、真面目に取り組んでいらつしやるんだらうと。中身については私も当然いろいろ異論があるわけですが、そういう姿勢についてこれまで疑つたことはほとんどなかつたわけでありまして。

しかし、それは、大臣のみならず、今回、そこにいる役所の皆さん等も、誰もこのことについて途中で指摘されないというのは、私は正直非常に残念であります。逆に言えば、我々野党の立場から見ますと、結局、これだけ与野党の数の差があつて、どんな審議をやるのが最後まで行けば必ず法律は通るんだ、そういうおこりがあるんじゃないか、与党のみならず、法案の作成にあずかる役所の方にも緩み、たるみがあるんじゃないか、そういう意味でゆゆしきことだといふふうに感じているということをもう一度御指摘させていただきます。これはお答えは必要ございませんが、野党の立場として、委員長にも、本当に充実した中身のある審議をしていただきたいといふことを改めてお願い申し上げたいといふふうに思っています。

さて、地方創生の法律の方の質問に入りたいと思うのです。

まず、これは質問通告はしておりますけれども、ちよつと総論として申し上げたいんですが、大臣、JRの三江線という電車を御存じでしょうか。

○石破國務大臣 存じております。済みませんが、実際に乗つたことはいませんが、その路線が

あるということはいく承知をいたしております。

○宮崎(岳)委員 これは質問通告をしておりますので、もちろん詳しくお答えしていただく必要はないんですが、三江線というのは島根と広島を結ぶ鉄道でありまして、しばらく前に、これを廃止するかどうかという新聞報道が載つております。JR西日本の路線であります、JRの方を廃止するということがまだ公式に打ち出しているわけではないんですが、持続可能な交通網をつくるために、地域の、つまり自治体等との協議をしたいということで開始をしている、こういう路線なんですね。この路線の廃止や否やということが、やはり全国の鉄道にかかわる方々を含めて、非常に関心があるんです。乗客数がとても少ない路線です。

一方で、これまでのいろいろな路線の廃止とはちよつと違うところがある。三点ほど違うところがあります。

一つは、距離が長いんです。百八キロあります。広島から日本海まで行つている、こういうこととあります。

二つ目は、つまり、どん詰まりの鉄道ではないんです。これまで、いろいろ廃止されて、第三セクターになった、あるいは完全に廃線になつてしまつた、いろいろありますけれども、多くは、つながつている線路ではない、どこからか端の方、端の方と言つたら失礼ですが、先の方に付いて、そこからは鉄道がなくなつていくというものであります。これはいわゆる本線と言われ、その間をつないでいる線路である、これが二つ目です。

三つ目は、やはりJR西日本の路線だということとなんです。これまで、例えばJR北海道なんかは経営状況が大変苦しいといふことで、比較的そういう路線みたいなことになりがちであつた。それはもちろんいいことではないんですが、そういうことですが、西日本という程度経営力のある会社の路線の話だ。

この三点ほどが、全国で大変関心を持たれてい

るといふことがあります。

この路線の廃止自体が大変な問題であることはもちろんありますが、逆に、それだけではなくて、今の三つの条件がありますから、結局、こういうものが皮切りとなつて、口火を切る形で、いろいろなところに波及していくんじゃないかといふ御心配をいろいろな方が持たれている。もちろん、民間企業がやることですから、しかも、所管ではない大臣がこれについてどう言ふということではないとは思つておられますけれども、逆に、今、地方創生を進める上で、交通網の確保などは大変重要な問題であるということも考えております。

この問題に関してでなくて結構なんです、所管として、大臣の見識の中で、地方の交通網をどうやって守つていくのかということをおつと一言いただければと思います。

○石破國務大臣 所管外ではございますが、要は、モーダルシフトといふのをどう考えるかということだと思つております。

鉄道も必要だ、高速道路も必要だ、飛行機も必要だといふ話になりますが、それはフルセット全部そろえたいんですが、それぞれ交通機関の持つていく特性といふものをいかに生かしていくかということだと思つております。北海道でローカル線がばんばん廃止になつていくのは、横に高速道路が走ればローカル線はやめになるに決まつているので、それはどういふふうな判断をするかということとあります。

他方、鉄道の優位性といふのは私は今でも不變のものだと思つておられます。一つは定時性でありまして、もう一つは、非常に環境に負荷が少ないといふ点でございます。そして、それは自動車と違つて一つのシステムでございますので、鉄道がつながつていふことは、それが、システムとしてその地域全体の公共財といふことがあろうかと思つております。

そういうときに、ヨーロッパのように上下分離という形の経営思想なのか。日本はそれとは異なる

る経営思想でございますので、そこをどう考えるかということが事の根本にあつて、鉄道であるともうからないから廃止だという話になりますが、道路は、もうからないから廃止だという話は寡聞にして聞いたことがございません。そこにおいて両方そろえばいいんですが、その地域において本当に必要なものは何だろうかということを地域住民の方々のお立場に立つて考えるということが必要だというのは、私、十数年前に運輸委員長をやつていたときからずっと考えておることでございます。

○宮崎(岳)委員 私もこの路線に乗つたわけではないわけですが、話を聞いてみますと、やはり、並行するように道路ができて、利用者が減つてという流れはあるようにございます。

ただ、これはこの路線も同じかと思ひますが、結局、最後に残るのが交通弱者なんです。つまり、子供、学生、あるいは高齢者という方々、つまりマイカーを運転されない方々が最後に取り残されるという流れがあるのかなというふうに思つております。

大変重要な問題でございますので、大臣にもこの問題を含めて御関心をぜひ持つていただきまして、地方創生の中でどう位置づけるかということをもう一度お考えいただきたいというふうにお願いを申し上げます。

さて、総論として申し上げますが、次に、企業版ふるさと納税についてちよつとお伺いをしたいと思ふんです。

昨日、企業版ふるさと納税について代表質問をさせていただきました。そのときの私の質問は、財政力の弱い、例えば大臣の地元鳥取あるいは私の地元群馬というところの小さな自治体に工場なんかがあつたりとかしますね。本社は都会にありますがそれでも工場が地方にある、こういうパター

ンは結構あると思ふんです。そういう場合も当然収入が会社から地元自治体に入つてくるわけですが、そこからまた全然違う自治体ふるさと納税が行われたという場合になりますと、その財政力の弱い自治体のさまざまな税金が減つてしまふということだと思ひます。

そういう中で、大臣のお答えでしたが、その分が基準財政収入額に計上される、地方交付税における基準財政収入額のところから差し引かれるので、結局、基準財政需要額との差額のところは最後は交付税で埋めることになる。税収の四分の一が留保財源でこの枠外になるわけでありますが、つまり、四分の三は補填をされるという意味だと思ふんです。私の理解が正しければ、これは総務省の方にお伺ひした方がいいかもしれせん、ちよつとどつちにお答えいただいたらいいかわかりませんが、そういうことだと思ふんです。

そうすると、逆に、基準財政収入額に乗るような寄附がふえたというときも、つまり、企業版ふるさと納税が行われた場合も、これは基準財政収入額の方に乗ることになるのか。つまり、乗ることになるとすれば、基準財政需要額との差額が減つていきますので、国から来る地方交付税の方は少なくなつて、つまり、実際は四分の一は自分のところの収入になるけれども、四分の三は実は余り関係ないよという結論になるのかなという気もするんです。

これはどうなんでしょうか。企業版ふるさと納税で自治体を受けた寄附というものは基準財政収入額に乗つてくるんでしょうか。どちらがお答えいただいても結構です。

○末宗政府参考人 お答えいたします。

寄附金収入は、基準財政収入額には入りませ

ん。

きてしまふんですが、これは、国が一般会計の中で負担をする、こういうことになるわけですか、財政全体の仕組みでいうと。ちよつとお答えいただけますか。

○末宗政府参考人 お答えいたします。

寄附金収入については標準的な収入という扱ひではございませんので、いろいろ努力した結果、多い寄附金収入を得る、あるいはそうでないというの、交付税制度上は、先ほど申し上げたようにカウントしないということですので、その点についてはそのとおりでございます。

ただし、企業版ふるさと納税等で税収の減が生じる、税が出ていく、その分については、税の世界の話なので、そこは基準財政収入額の方に反映されて減る、そういう制度になつていこうとでございます。

○宮崎(岳)委員 質問の意図が十分通じていなかったようでありまして、

減つた方は基準財政収入額が減る、そうすると、基準財政需要額との差額が広がつて、そこが国によつて補填される。めでたしめでたしかどうかかわかりませんが、減つた分の四分の三はそれと補填をされるということだと思ひます。

そして、逆に、もつた側は全額をもらえると、生じてまいります。もちろんこれは、全部で六割カバーするという、税額控除を含めて六割という仕組みでありますので、四割残るので、それは納めなきゃならないということなんでしょう。納めなきゃならないと、そこは国全体の枠内で、税収は税収でこれは基準財政収入額に影響してくる、寄附金は寄附金でこれは基準財政収入額に影響してこないというところ、そこが差額が生じてくるということなんです。それが、全体の中の仕切りは、例えばこれはどれぐらいプラスになるとかマイナスになるとか、そういう計算はされていたりとかするんでしょうか。わかりませんが、総務省、わからないですか。

○森屋大臣政務官 申しわけございません、通告いただいておりますので答えることができません。

んけれども、よろしく願ひいたします。

○宮崎(岳)委員 済みません、交付税制度についてということで通告はさせていただいてるんですが、ここまで詳細な通告はしてありません。そういう意味で、ちよつと難しい話かなというふうには思ふんですが、逆に言うと、きのうの質問を受けて、その速報が上がつてきたからの質問でございますので、通告のしようもないわけであり

ます。

ただ、視点的には、私は交付税についての問題をいろいろ申し上げましたけれども、つまりはこういうことなんですね。つまり、基準財政需要額に何をカウントする、基準財政収入額に何をカウントする、支出があつてもそれを全額自分で持たなきゃならないというわけでもない、収入があつてもそれが全額自分のところに来るのかどうかかわからない、それが結果としてどこから減らされているのかわからない、最終的に何が何やらわからなくなつていく。

そうすると、財政を預かる方としては、この事業をやると、実は、最終的には、表ではよく見えないけれども、国からこんなお金が来るんだよなということをご期待しながらその事業をやつたりするわけですね。今回のことに限つてではありませんが、

そうすると、実際幾らこの費用対効果を見積もればいいのかという、目に見える形でコストというものが出てこない。費用対効果を見積もるときですね。そうすると、費用対効果も見積もれない。こういうところが問題じゃないかなというふうには私は問題意識として思つてい

ます。

それで、昨日の質問の中で、そもそも地方交付税の算定というものに切り込まなければいけないんじゃないかと。これは、昨日もそうだし、その前の一般質疑でも大臣の方に御質問申し上げたところであり

ます。

さて、そこからちよつと離れます。企業版ふるさと納税の見返りの話です。これも昨日やらせていただきました。

企業版ふるさと納税をやった企業が自治体から見返りを受ける。そのときに、経済的利益については、これはだめだ、認めないと。罰則があるかないかという議論がありましたけれども、これは税を控除するかどうかという問題であり、一定の歯止めはかかるんだらうというふうに思いますが、罰則がなくても、そもそも控除を認めなければいいということだと思います。

さて、一方で、経済的利益がかかっていないもの、例えば、私が例に挙げたのは、うちの社長を名誉村民にしてくれとか、うちの社長に市立大学の名誉博士号をくれとか、こういうものは必ずしも経済的利益とは言えないのでいいのかということでは質問いたしました。基本的には自治体の判断ではないかという御答弁が昨日ございました。

まず、前者について、経済的利益が伴うものについて伺いますが、昨日、内閣府令でこれを禁止するとうような御答弁がございましたけれども、どういふ条文というか、具体的にはどういふものをどういふ形で禁止するとうものになるんでしょうか。

○石破国務大臣 これはまだ、案文というか、それを決定したわけではありませんが、内閣府令、正式名称は別の名前になりますが、そこにおいて、企業版ふるさと納税を行う場合には、こもぎちんと正式な名前を書きますが、経済的な見返りを求めてはならない、あるいは、経済的な見返り、見返りという言葉も対価という言葉になりましかね、与えてはならないという形で、経済的な二つの点はこもぎちんと押さえなければならぬと考えております。

○宮崎(岳)委員 私は、これをとめるのはかなり難しいというふうに思うんですね。

というの、もちろん、一対一対応で、このふるさと納税をするからこれをやってくれ、こつちの固定資産税をまけてくれとか、そういうことをあからさまにやればもちろん違反だということに

なるでしょうけれども、いや、たまたまこつちはふるさと納税をしたんだ、たまたまこつちでは別の減税があつたんだとか別の補助金があつたんだとか、あるいは、きのう私が例に出したのは、その企業の地方工場があつて、そこへの接続道路が行政の負担で、例えば市町村道というような形でできる。その先にその工場しかなければこれは経済的利益だらうという話になりますが、その先に別途集落があるとうようなこともあつて、拡幅をしてダンブが通りやすいようにする、こんなこともあり得るのかなというふうに思うんですね。そうすると、これが経済的利益なのか利益じゃないのかというのを判断するのはかなり難しくなるだらうというふうに思います。

個人がやるものであれば、つまり、個人版ふるさと納税にもいろいろ問題点が出ておりますけれども、額にも限りがありますし、しよせん個人がやることだということ、ポリューム的にもある程度の限界があるのかなというふうに思います。が、今回は企業であります。そして、その上限はございませぬ。もちろん、一部自己負担の部分がでてきますので、そんなに多額にできるかどうかはわかりませんが、さばりながら、利潤の最大化をしようとするのが企業の本質だとうふうに思いますから、当然、こういう制度ができれば、これを活用してどうやって自分の会社の利益を高めようかということとは発想すると思うんですね。そうすると、とにかく自治体当局との間でいろいろ話が行われるんじゃないかとうふうに思つてきます。

これを具体的にどういふふうに防ぐかとうのを、それ以上踏み込んだ形で何かお考えでしょうか。

○石破国務大臣 例えば、そういう道路の拡幅、道路の建設とうのはだめだとうことになりましかね。そうすると、企業の側からすれば、では、やめておこうかとう話にもなるんでしよう。企業は営利性を伴う、当然それを本質とするものから、それなしに寄附をしてくださうとうの

は、その企業にとつてはかなりかなりハードルの高いお話だと実は思うんですね。もし、そこに企業が寄附をした、そこで道路が拡幅になつた、そこにおいて安定的な雇用が確保されたとうしますと、それがそんなに悪いことなのかしらとうと、一概にそうとうは言い切れない部分があります。そういうものは経済的な利益だからだめとうことになつておるわけでございます。

そうすると、これはかなりハードルが高くて、そういう寄附を受けようとする側は、総合戦略においてよほど魅力的なものを提示して、企業が寄附をする、経済的見返りは何もないけれどもイメージアップが図られるとうようなことを、こは知恵の出どころであります。

こは私、すごく悩むところで、何の経済的利益もないのに寄附してちょうだいとうのはなかなか難しいが、しかし、それをやってみる価値は大いにあるだらうと思つて、今、法案をお願いしておるところでございます。

○宮崎(岳)委員 恐らく大臣の想定されているのは非常に理想的なケースで、例えば、非常に先駆的な地域再生の取り組みがある、それに資金が足りない、そういうところで、企業がこれを応援しようとうことで、当面、直接的な見返りはないんだけれども、例えば、創業社長がいて、自分の出身地のためだから何とかしてあげたい、あるいは、余り縁はないけれども、そういう新しい取り組みを支援している企業とうことで自分たちも社会的なイメージを向上させたい、こういうことを取り組まれるようなケースを恐らく想定されているんだと思います。

一方で、これは、全額の六割が基本的には控除される。実際の持ち出しは四割なんですね。逆に言うと、その四割分の経済利益が得られれば、企業としては、ふるさと納税をして別に痛くもかゆくもないとうことになりましかね。町としては、その四割のことを何とか工面すれば、あるいはそれが四割五分とか五割でもいいと思ひますが、先ほどお話がありましたけれども、十割分の収入が

基準財政収入額に乗つてこないとうことは、非常に純度の高い、純粋な収入が十割乗つてくる。ですから、四割、五割、何か経済的利益を与えるようなことをやつてもつじつまが合うとうふうを考えるんじゃないかとうふうには私は危惧するんですかね。

そういつたことは、どうなんでしょう、あり得ないですかね。

○石破国務大臣 非常に想定しにくいお話だと思います。思ひますが、絶対にあり得ないと断言はできませんので、そういう場合にどう対応するかは、内部で検討させて、また委員と御相談させていただきます。

○宮崎(岳)委員 個人版ふるさと納税でいろいろなひびみが出てくるのは、寄附をした人が二千元分だけしか負担をしない、こういう仕組みにあるわけですね。企業版の方はそれが二千元でなくて四割とうことになつておりますので、確かにそういう意味では問題は防ぎやすいのかなとうふうには思ひますが、さばりながら、純粋に経済原理だけにのつていけば、例えば、十割を払うけれども、六割が税額控除あるいは損金算入で税金が減る、そして、プラス、四割以上をキックバックしてもらえれば企業の方としては利益が出る、恐らくこういう仕組みだと思ひますね。

ですから、ここについては、もしかしたらまた聞かせていただくかも知れませぬけれども、ひびみが出る可能性がある制度だとうことはお踏まえていただきたいと思ひます。

もう一点、お伺ひいたします。先ほど申し上げた経済的利益を伴わないケースです。

私は危惧をするんですかね。今でも、例えば、ある村出身の方が東京へ出て会社を起し、そして会社を大きくして、功成り名を遂げて、故郷に錦を飾るために多額の寄附を生まれ故郷の自治体にする、こういうことはあり得ることだと思ひますし、恐らくあるんでしよう。そのときに、村長さんなり村の議会の方々が喜んで、有名な、我が村

のスターである社長さんにぜひ名誉村民になつていただきたい、こういうことはあると思うんですね。

その際に、ほかの、自治体以外のところにも寄附した場合も、当然、例えば公共性の高い場合は寄附の一部を損算入するみたいな制度がありまして、最終的に、何かそういう称号をもちろつか、名誉のある肩書をもちろつか、こういうことはあるかもしれないし、これはもちろん、自治体に限らず、例えば学校法人だったりとか、そういうことでもあるかもしれない。

ただ、今回は、特段、三割の税額控除というこれまで新しい特典がついてくる。そうすると、これまでの寄附とはやはり性格が違うのかなと。そして、そういった特典を使って寄附をしているのに、例えば、社長が名誉村民の称号をもちろつかか名誉博士号をもちろつか、ほかにも何か考えつくのかもしれないが、そういうことになる、どうも、本当にそれでいいのかという感じもしてしまふんですね。これまでと同じじゃないかといえど同じなんです、特典がつくということからしてみると、完全に同じとも言えない。

これは基本的に重要なところなので再度確認させていただきたいんですが、本当にこういったことはオーケーということでしょうか。

○石破国務大臣 ちよつと私の理解が十分ではないのかもしれませんが、私はオーケーだと思つていいのですよ。
名誉村民になるに当たっては、例えば奈良県の明日香村なんかは、名誉村民条例というのをつくつて、何でもいから寄附をもちつたら名誉村民にしようとかいうんじゃないかと、多くの自治体においては、そういう条例を議会を通してつくつておられるのだと思います。それが、議会における議決を通して、その地域の方々の総意という形で、どういう方を名誉村民にするかというのが決まっていれば、それによってそういう称号を受け

るということはあつてもよいのではないかと。

また、実際に名誉村民になつても、本当に尊敬される人と、要するに、金で買ったんじゃないかという人とは、やはりそれは村民の敬慕の情というのは違うんじゃないかなというの私の個人的な思いでございます。

○宮崎(岳)委員 よくわかりました。

考え方としては、私たちもこれを議論しております。これはどこまで許されるんだらうという話はやはりあるんですね。寄附をして何か称号をもちろつかということもこれはこれまでもあることだし、賞状を一枚もちろつか、そういうのと変わらなないんだからいいじゃないかと言ふ人もいますし、逆に、そうはいつても、三割の税額控除というものが今戻つてくんだ、それをこれまでの寄附と同じにはできないだらう、こういう意見もあります。

アメリカなんかでは、私も実際に確かめたわけではありませんが、聞いた話であります、例えば、自治体によっては多額の寄附をすると自動的に何か称号がもらえたりとか、そういった自治体もあるやに聞いています。日本国内で、一風変わったような方が、いろいろな称号が欲しくていろいろなところに寄附をして、いろいろな称号をコレクターのように集める、こういった例も実際聞いたことがあるわけがあります。

これはどの程度普及するのにもよると思ふんですが、余りにこういったものが過熱をするようであると問題が生じるんじゃないかなということをお正思つておられるということをお伝えしたいと思います。

それから、ちよつと次のお話にいきたくと思ひます。地方創生推進交付金の前身であります。

この地方創生推進交付金は総額一千億円だということであつておりますが、これまで地方創生の基盤強化交付金というのに使われていた部分も統合される形で一千億円が確保されているはずであります。

従前の基盤強化交付金と地方創生推進交付金の

中身の違い、また額の状況など、御説明をいただきますでしょうか。

○石破国務大臣 従来の地域再生基盤強化交付金というのは、委員御案内のとおりですが、道路、汚水処理施設、港の施設整備であつて二つ以上の事業を総合的に行うということでございますから、当然、政策間連携を伴うものでありまして、先導的な事業に該当し得るものであつたというふうに考えておるわけでございます。

私も考えています。地方創生推進交付金は、先導的な事業を支援する、それは地方版総合戦略に位置づけられたものであります。そこに言う先導的とは何かといえ、官民協働であり、地域間連携であり、政策間連携の要素であります。ということで、かなり考え方が似通つたものだというふうに思つておるところでございます。

したがって、再編に当たりましては、各地方公共団体におきます地方版総合戦略に位置づけられた事業に限り交付対象にいたします。ということで、従来の地域再生基盤強化交付金とは位置づけが変更しておるものであります。

ですから、これは緒方議員とも議論させていただいたことではあります。本当の新型交付金というのには五百八十四億だけじゃないかということ御指摘をいただくこともありますが、それが総合戦略の中にいかに位置づけられているか、総合戦略に全然位置づけられておりませんということ、であればこれは対象とならないものでございますので、私どもとしてそのような趣旨でお願いをしておるものでございます。

○宮崎(岳)委員 御説明としてはわからないでもないんですが、とはいえ、道路と汚水処理施設と港、こういうハードを一体的に整備すると。計画は計画でございますが、紙に書くことはそう難しいことではないということだと思ふんですね。

今回の地方創生推進交付金一千億、恐らく一般的な受けとめでは、非常に先駆的な、しかもソフト中心のものにその一千億が使われて、地方創生に大いに効果を発揮するものだらうというふう

受けとめられているのではないかと。四五百億は既存のものであつて、かつ、そこに連携があるといえはあるのかもしれないが、しかし、ハード整備のお金であるということでありまして。

そして、新型交付金の分の五百八十億円余りについても半分はハードで使える。こういう話の方がかかるとは単純に言えば多いのであろうというふうにも思ひます。そうすると、実際にソフト事業に使われるお金というのは三百億とかそういうことになつてしまふのかなという危惧があります。そうすると、確かにソフト事業で三百億といふのはかなりのボリュームだとは思ひますけれども、しかし、目玉政策というふうな規模であらうかということについては疑問も残るわけであり

ます。

これについて、緒方議員からの御質問とかぶる部分もあるのかもしれませんが、いかがでしょうか。確かに、地域再生計画に位置づけられているから先駆的だといえそうですが、道路、汚水処理施設、港を一体的に整備するといふかなり限定的な枠の中で、それが本当に先駆的と言えるかどうか。

○末宗政府参考人 まず、一千億でございますけれども、旧来の地域再生基盤強化交付金は二十八年度は四百十六億でございますが、ほかの五百八十四億の半分までがハードとまでは考えておりません。これは、実際これから出していることになりまして、最初から枠をはめていくわけではございませんが、全体一千億の大体半分の五百億ぐらいはソフトが出てくることを期待しております。

そのソフトとハード、ハードといつても、今、余り箱物をつくるというふうなことを想定しているわけではございませんで、施設を改修するとかしながら、できるだけ効率的な形で事業をしていただくことを想定しているところでござい

○宮崎(岳)委員 上限が五〇％であるが、別にそれを全部ハードに使わなきゃならないわけではない、こういう御指摘であろうかというふうに思います。

それわかるんですけども、とかくこれまでハードに偏ってきたというか、それが補助金というものの本質であろうというふうに思っていますので、自由ということであつても、どうしてもそちらに偏っていくことがあるのかな、逆に、ハードをつくるためにソフトを考えるみたいなことになりはしないかということが大変危惧しているところでもあります。

最後に、日本版C C R Cについてちよつとお伺いをしたいと思います。

これも先ほどの緒方議員の質問ともかぶるんですが、例えば、日本版C C R C、生涯活躍のまちを普及させるために、手引をつくりました、支援チームをつくりました、あるいはお金が扱いやすくなり、手続が楽になりました。しかし、これは、一つ一つでいえば、それほど大々的なことではないと思うんですね。もちろんこれだけでできるわけじゃないと思うんですけど、これだけでできるわけじゃないと思いますという御答弁を先ほどもされました。では、その先に何があるのかということが大変重要だと思います。

大臣、もう一つ、これは、既に政策になつてい

るものは今の四点だと思ふんですが、まだ政策になつていないものを含めて、どう思うか、これに取り組んでいこう、あるいはどういうアイデアがあるんだということがあればお教えください。○石破國務大臣 これは、そういうところへ行きたいなと思つてもらわなければどうにもなりません、行きたいなと思つていられる人は東京にお住まいの五十代の男性のという話をいつもしますが、間違ひなくいる。五十代の男性の五割が行くなんというところはあり得ないのであつて、それは、五〇％だろが、それだけで世の中はがらつと変わると思つていいのです。

であり、介護であり、教育であり、買い物であり。例えば、勉強したいという人はいるわけですよ。そこへ行つても地方大学も何もありません。ではどうにもならぬということもございませう。そして、東京にせつかく手に入れたマイホームを誰が借りてくれるんだ、誰が買ってくれるんだという問題もございませう。

そういう、行きたいなと思つていられる人たちのいろいろなひつかりというものを除去するということもとても大事だと思つております。まず、行きたいという人たちの条件を整えること。

そして、実際にその事業を運営するに当たつてどのようなビジネスモデルを構築するかということとは、これから議論していかねければなりません。これも幾つかの考え方がありますが、私だけのものををつくりたいなというふうにしてありますが、そうすると、ビジネスモデルはどのようなことになつていくのであろうか。

そこにおいて、例えば、いろいろな障害をお持ちの方々が働いていただけるということを組み合わせるというのも一つのユニバーサル社会の実現だと思つておりますので、今申し上げただけでも山ほど論点はございます。そこに各省のいろいろな施策があるんですが、自治体はそういうのをよく御存じないところもありますし、私たちが自治体の状況を知らないこともありますので、とにかく支援チームをつくつて、かんかんがくがく議論をして、足らざるところは補つていかなければならぬ。

今回の法律には基本的なことを書かせていただいたのでございまして、ただ、これが余りまた微に入り細にわたつて書きまますと独自性というのを損なうことになりまして、今回はこの内容でお願いをしておるところでございませう。

○宮崎(岳)委員 時間となりましたので終わりますが、今のお話、大変遠大な話を、また深く考えおつておつていられるということは私も理解できたところでございます。これを政策に落とし込むのは正直なかなか難しいなという感覚も今のお答え

を聞いていてあつたわけでありまして、ぜひ成功させていたいただきたいというふうに思います。これで質疑を終わります。ありがとうございます。

○山本委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。

きょう最後の質問者です。よろしくお願ひします。最初に、バスの運転手さんが不足している問題について質問をします。

日本を訪れる外国人旅行者の方が急増されています。そして、この間、地方創生の関連交付金に観光振興事業で手を挙げた自治体も少なくありません。そんな中で、観光バスを中心とした運転手の不足が新聞等々で報じられているところであり

ます。最初に、国土交通省にお伺ひします。バスの運転手の数について、貸し切り、乗り合い合わせでもいいですけども、ここ十年間の推移は、増減についてはどのようになつていられるでしょうか。

○宮城政府参考人 お答えいたします。

バスの運転手でございまして、これは、昭和五十一年ころをピークといたしまして、それから十一年ころをピークといたしました。最近十年については漸減傾向にございまして、最近十年について見ますと、最近少し持ち直してございまして、平成十六年度、このときが十一万四千二百一人でございまして。内訳を申しますと、乗り合いが七万二千三百三人、貸し切りが四万一千八百九十八人。その十年後、ある数字で一番新しい数字でございまして、平成二十五年、二十六年の三月でございまして、このときには、全部で十三万七千八百八十人、乗り合いが八万三千九百九十九人、貸し切りが四万七千五百八十一人でございまして、この十年間だけをとりますと一五％の増、このようになつてございませう。

以上でございます。

○田村(貴)委員 微増か横ばいかというようにな

ころかもわかりませぬ。

九州運輸局が、昨年、事業所アンケートを行いました。そうしたら、六三％が運転手不足だといふふうに答えておられます。また、運転手の半数が五十一歳以上で、三十歳以下はわずか三％だったという回答を得たというふうには伝えられてい

ます。テレビでも新聞でもあちこちでバスの運転手の不足が報じられているんですけども、この運転手不足の原因はどこにあるというふうにご考えておられますか。

○宮城政府参考人 お答えいたします。バス業界における運転手不足の原因といたしましては、一つは、この業界が全産業と比べて労働時間が長い、約一五％増してございませう。その一方で、年間所得が逆に全産業の平均の八五％、要するに低い水準にある、これが第一かと考えております。

また、そもそも、バス運転手の担い手となりま

す大型二種免許の保有者でございませうが、これが平成十七年には約百十五万人でございまして、これが、平成二十六年になりますと九十八万人まで減つてございませう。このような基本的な数字の減少がございませう。

さらに、これに加えまして、今お話がありましたように、全国的な少子高齢化の進展によりまして働き盛りの方の人数も減つておる、このようにことが原因である、このように考えてございませう。

○田村(貴)委員 いずれにしても、急増する需要に対して運転手さんが不足しているというのは大きな問題だといふふうに思います。

資料をお配りしてあります。資料①は、バス運転手の離職率を書いたものです。国土交通省の資料をもとにして作成をいたしました。一年目で二九％であります。四年目になると四八％の離職率になつていませう。志望者が減つていられるというだけでなく、多くの人が働き続けられないというような状況になつていられるわけでありませう。

一方で、外国人観光客の増加などで需要はふえているため、そのしわ寄せというのが現職の運転手さんに及んでいるわけです。

三月七日の毎日新聞の記事にこういうのがありました。「バス業界 特需の九州は運転手不足深刻」と題して、実態を伝えています。

人手不足で、急遽、単身赴任を命じられた、右も左もわからない土地で正直不安、OBや七十過ぎの人が運転することもある、休みの日に呼び出されることも、悲鳴が上がっているというふうに報じられているわけでありませう。

そこでまたお伺いしますけれども、バス運転者一人当たりの年間労働時間について教えていただけますか。平成二十六年、二〇一四年時点では何時間ですか。また、全産業平均と比べてはどうなっていますか。

○宮城政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十六年の平均労働時間でございますが、全産業労働者、これは二千七百七十二時間でございました。これに對しまして、バス運転者は二千四百九十六時間となっており、これを比べますと一五%増ということになってございます。

〔福井委員長代理退席、委員長着席〕

○田村(貴)委員 これも資料をお配りしていただきます。資料の②であります。バス運転者一人当たりの年間労働時間。もう一目瞭然であります。一人当たりの年間労働時間が二千四百九十六時間。全産業平均が二千七百七十二時間でありまして、バス運転者の方が年間三百二十四時間長いということです。ほかの労働者より、単純に見て一日に一時間程度多く働いているというような状況であります。

この対策についてお伺いしたいと思います。バス運転者の高齢化それから人手不足、このことによる国の対応策については、どのようにお考えになっておられますか。

○宮城政府参考人 バス運転者の高齢化と人手不足に対する対策について、お答えいたします。まず、バス運転者をふやすためには、何よりも

まず、事業者の収益構造を改善いたしまして、運転者の方々が受け取るお金、賃金、これを上げること、それに加えて、例えば泊まりがけの仕事だとかこういったものを減らす、仕事の魅力を高める、このようなことが大事というふうにご覧でございます。

ちなみに、貸し切りバスにつきましては、平成二十六年の四月から、安全コストを反映した新運賃・料金制度を導入しております。また、今回、軽井沢のスキーバスの事故を踏まえまして、対策検討委員会におきまして、さらにその検討を踏まえて、今後、届け出運賃とか料金の遵守の徹底を図ってまいります、このようなことで、事業者の収益構造を改善し、かつ運転者の方々の収入をふやす、このようなことを考えてございます。

さらに今年度は、今ございました女性や若年層のバス業界への新規就労あるいは定着につきましては、先進的な取り組み事例の調査でありますとかモデル事業を実施してございまして、このような取り組みを通じてバス運転者の不足の解消に努めてまいります、このように考えてございませう。

○田村(貴)委員 人手不足のそもその原因というの、規制緩和にあつたわけですね。一九九九年の規制緩和によつて、バス事業参入がふえまして、過当競争が起きました。それで、私のいる九州では、二〇〇〇年から二〇一五年でバス事業者は倍化、四百六十九事業所までふえたわけでありませう。そして、低賃金、非正規化が進んで、労働環境が大きく悪化したというのが経過であります。

このまま抜本的な改善が進まないままに、やれ観光立国だと、バスの需要をふやすことだけをやっていては、現場はますます、過重労働、そして離職、さらに過重労働の悪循環に陥つてしまふ。

それは何を指しているかといいますと、国民の安全、乗客の安全が脅かされることにつながつてまいります。せんだつてのバスの事故は、その最

たる例であります。低賃金と長時間労働、この最悪の労働条件、労働環境を改善することが今一番求められているというふうにご覧いただけます。

そこで、厚生労働省の方にお伺いします。現行の大臣告示、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準、いわゆる改善基準を守つても、かなりの長時間労働になります。これは我が党議員団がかねてから指摘してきましてけれども、十三日連続で勤務することも可能であるという基準なんですね。私は、労働条件の改善のために、やはり長時間労働のさらなる規制を行う必要があると思ひます。

例えば十一時間のインターバル規制など、改善の必要性について、厚労省、いかがお考えになっておられますか。

○大西政府参考人 改善基準告示に関する御質問をいただきました。

改善基準告示につきましては、委員御指摘のとおり、全ての産業に適用されている労働基準法に加えまして、拘束時間の制限、あるいは休息時間の確保等の規制のあり方につきまして、自動車運転者の乗務の特性を踏まえまして、関係労使に御議論いただき合意形成を図りながら定めた、そういう経緯がございます。

この改善基準告示につきましては、労働基準法による一律の規制に乗せ規制というものも課しているというものでございまして、これをより厳しく見直すことにつきましては、事業の運営にどのような影響を与えるかということも踏まえながら、関係労使の意見を伺いつつ、慎重に対応していく必要があるというぐあいに考えているところでございます。

ただ、委員御指摘のように、過重労働の防止につきましては、私どももいたしまして大変重要なことと考えております。

この改善基準告示につきまして、関係労使団体を通じた周知啓発はもとより、労働基準法等の法令違反がないかどうかにつきましては、全国の労働基準監督署におきまして、バス事業者に対しま

して的確に監督指導を行つてまいりたいというぐあいに考えているところでございます。

今後とも、厚生労働省の労働基準監督署あるいは国土交通省とも緊密な連携を図りつつ、そうした法令の遵守の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○田村(貴)委員 前に進めていただきたい、さらに規制を進めていただきたい、そして、バス運転者の過重労働を改善する、このために力を尽くしていただきたいというふうにご覧いただけます。

思い出すのは、やはりせんだつての長野県軽井沢町のバス転落事故でありました。大勢の若者が命を奪われました。亡くなったのは乗客だけでなく、運転手さんも亡くなったわけでありませう。あの運転手さんは六十五歳でありました。大型バスになれていませんでした。そして、深夜の運転経験も乏しかった。非常に過酷な労働状況の中でこの事故が起つたわけでありませう。

人手不足の中で、無理してこうしてなれない仕事についているドライバーが全国各地におられます。そして、今この時間もハンドルを握つておられるわけでありませう。厚労省、急いで改善の仕事を進めていただきたいというふうにご覧いただけます。

やはり、先ほども言いましたように、バス運転手の、そもその原因は、規制緩和から始まつたわけでありませう。過当競争を生じさせ、コストカット、そして人件費が削られてきた。寝る間も惜しんで働かざるを得ない、そして賃金を稼ぐ、そういう状況は一日も早く打破していかなければならないというふうにご覧いただけます。

この問題の最後に、石破大臣にお伺いします。政府は観光客をふやそうとしてございませう。そして、地方創生推進交付金では日本版DMOを対象の一つとしていただいております。観光をまさに足元で担っているのはバスであり、バスを運転しているのはバス運転手でありませう。安全をしっかりと確保して、そして人手不足を解消する、改善を図つていかなければならないと私は思ひます。

交通機関に一番求められるのは、何といつても

安全性であります。それがなければ、外国から日本にやってくるお客さんも、そして行楽で旅をする国民にとつても安心できるものでもありませんし、観光そのものが成り立つてまいりません。

観光については、内閣府、国土交通省、厚労省、そして観光庁、あるいは文部科学省、その他多くの省庁にまたがっていく分野であります。政府を挙げて労働条件の改善そして運転手不足の解消に向けて取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、大臣、所見をお伺いしたいと思います。

○石破国務大臣 委員の御指摘は、まことにそのとおりであります。全く異論はございません。何よりも安全が優先するのでありますし、外国から人を呼ぶ、あるいはシニアになられた方々にあちらこちらに行っていたら幸せな老後を送っていたらだいたくても、事故が起こったら全てが吹っ飛ばすわけですから、それは安全が全てに優先するに決まっております。

バスも、例えば、これは委員も御案内かと思いますが、東北でみちのりホールディングスというバス会社がございます。幾つかの系統のバスを運行しております。つまり、従来にはない経営形態で、ともすればバス会社というのは、貸し切りとまた乗り合いバスと違いますけれども、いろいろな新しい形態の、労働者の処遇というものをきちんと維持しながら、向上させながら、バス事業というものの収益性を上げているというモデルもございます。

どんどんと過当競争を行い、労働者の処遇を悪化させてもうけるというようなものが世の中を幸せにするはずはないのであって、そういうような意味で、新しいバス会社のモデルというものも私もよく研究をしながら、労働者の方々のそういう過酷な労働を除去するように、私どもとしては努めていかねばならないと考えております。

○田村(眞)委員 これから本格的な行楽シーズンを迎えます。春もやってきました。私

は、国会に来る前は、博多駅からバスに乗って通勤していた期間がありました。バスに乗つたらびつくりしたことがあるんですけども、お客さんが日本語を話してこないときが結構あるんですね。韓国語と中国語、特に福岡ですから、たくさん観光に訪れておられます。本当にたくさんのお客さんを買われて、町のにぎわいなんかもつくつてい

るんです。そして、今からまさに観光シーズンが始まる。その楽しい時期にやはり悲劇が起こってはならないということで、このバスの運転者の確保そして育成、そのためには何といたしても労働条件の改善が何よりも必要だということを強調させていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。次は、小さな拠点と交通ネットワークについてお尋ねしたいというふうに思います。

まず最初に、交通ネットワークであります。地方版総合戦略の策定を踏まえて、地方創生の本格実施となつてまいります。集落と小さな拠点を結ぶネットワーク対策というのは、どのような状況になつていくのでしょうか。

昨年の五月十九日の地方創生特別委員会、私はネットワークのことについて質問をしました。石破大臣は、交通ネットワークが重要だということで、次のように答弁をいただいたわけでありました。小さな拠点への連絡というものがきちんとなければ、幾ら小さな拠点を整備しても何にもならぬというお話でございます。小さな拠点ととも

に、集落と住めるということも重視していかなければなりませんので、それをつなぐのは交通ネットワークである、かような認識であるというふうに答弁をいただいたところであります。

国土交通省にお伺いをいたします。昨年私は、質問の中で、バス路線の廃止が非常に重要となつてくる、その充実について質問をいたしました。そのときに、国交省の方からは、現状では全ての集落をネットワークでつなぐことを網

羅できていない、そういう答弁でありました。一年たつてまたお伺いするんですけども、集落を結ぶネットワークというのは前進しているんでしょうか。今の実態について教えていただきたいと思ひます。調査は当然されていることと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○佐々木政府参考人 内閣府の方からお答えさせていただきます。中山間地域における生活交通の確保では、路線バスに加えて、今先生おっしゃいましたように、コミュニティバスとかデイマンドタクシーとか、あるいは最近では、市町村やNPOが運営する公共交通空白地有償運送というものがございまして、それぞれの地域で、実態に合わせていろいろな試みがなされているというふうに承知しております。

小さな拠点を制度化したのは昨年でございます。か、先生先ほどおっしゃいましたように、毎年バス路線がどんどん減つていくという状況の中で、この一年でどのくらい前進したのかという検証はなかなか難しいのでございますけれども、例を挙げさせていただきますと、佐賀県伊万里市波多津町というところがございまして、

も、そこでは、小さな拠点の形成に向けて、地方創生の先行型交付金、上乗せ交付金を活用いたしまして、公共交通空白地有償運送として、住民主体で運行及び運営を行い、地域の実情に即した交通網を形成しよう、こういう事例が出てきているところでございます。

一般的にも、公共交通空白地有償運送につきましては、毎年毎年車両数が増加しているという状況でございます。交通手段の確保に向けた地域の取り組みが進んでいるとは思っております。しかし、公共交通の空白地域というのが今後ますますふえていくということも懸念されておりますので、小さな拠点づくりの一環といたしまして、交通ネットワークの確保に努める地方公共団体と関係省庁と連携して精いっぱい応援していきたいというふうに思っております。

○田村(眞)委員 ちよつとがっかりしました。やはり、交通ネットワーク、小さな拠点、集落を結ぶという計画があるにもかかわらず、現状について把握されていない。去年も何つて、ことしも何つて、この調査については難しいと。これでは次に進まないのではないかな、そもその議論がちよつとできないなというふうな思ひもするんです。

予算面についてはいかがでしょうか。こちらは国交省の方ですかね。国交省の地方創生関連予算の中にある地域公共交通確保維持改善事業、これの予算について、今、二十七年、二十八年、どういった状況になつていくか、教えていただけませんか。

○蒲生政府参考人 お答え申し上げます。地域公共交通確保維持改善事業でございますが、これは、多様な関係者の連携によりまして、乗り合いバスやデイマンド交通などの地域内の生活交通のネットワークの確保、維持等に向けた取り組みを支援するものでございます。その予算額でございますが、平成二十七年が約二百九十億円、平成二十八年、これはまだ予算案の段階でございますが、約二百二十九億円となつております。これに加えまして、平成二十七年の補正予算、これを約四十九億円いただいております。これと二十八年の予算案を足しますと約二百七十八億円ということで、対前年度比〇・九六ぐらいの率となつております。

以上でございます。

○田村(眞)委員 もうちよつとふやしてもらつてもいいのではないかなと思ひますけれども。そのうち、中山間地を抱える自治体などが独自に運営しているデイマンド型交通などへの補助金、ライダー補助金については今どういった交付状況にありますか。教えていただけますか。

○蒲生政府参考人 お答え申し上げます。地域公共交通確保維持改善事業のうち、乗り合いバスやデイマンド交通などの地域内の生活交通の運行に関する支援でございますが、これは二十

六年度の交付実績ベースになりますけれども、約三十一億円となっております。

○田村(貴)委員 去年伺いましたときも三十一億円、その数字が変わっていないということなんですけれども、伺いましたときは、事業者、事業団体、これはほとんど赤字だということでありました。これでネットワークが築いていけるんだらうかなというふうに思います。やはり全ての集落、ここを視野に入れて、そして小さな拠点と結んでいく、集落の方が日常生活に苦勞しない、そういう面でも、予算面でもやはり拡充すべきだというふうに思います。政府として、しっかりとネットワークを結ぶことについて御努力いただきたいというふうに思います。

それから、デイマンド型交通への支援について、前進点あるいは改善点はあるでしょうか。交付が、補助金の額が三十一億、それから予算についてはちょっと減ったという中で、例えば、ほとんどこれは人件費なんです。人件費なんだけれども、バス運営で人件費がほとんどを占めるんだけれども、人件費等々で活用できるような制度はあるのか、検討なんかはされているのかということについても伺いたいと思います。

○蒲生政府参考人 お答え申し上げます。乗り合いバスやデイマンド交通などに対しましての地域公共交通確保維持改善事業の改善策といたしまして、今年度、平成二十七年でございますが、地域公共交通活性化再生法に基づきましての地域公共交通ネットワーク、これを効率化するための再編計画等をつくるような取り組みに對しまして、定時定路線型からデイマンド型へ運行形態を変更するような場合、そういった場合に必要になる小型の車両とか予約システムのような設備に關しましては補助対象にするなどの措置を講じております。

来年度でございますが、これに加えまして、地域公共交通ネットワークの再編の取り組みをさらに支援する、そういう観点から、補助対象となります小型車両に關しまして範囲の拡大、例えばパ

ン型に加えましてセダン型も加える、そういった面での措置も講じていくこととしております。

今後とも、地域の実情やニーズに応じまして、生活交通の確保に向けてしっかりと必要な措置を講じてまいりたいと思っております。

よろしく御願い申し上げます。

○田村(貴)委員 大変苦勞されて、おでかけ交通とかかかっているんですけれども、人件費を助成するような制度はございませんか。

○蒲生政府参考人 地域のデイマンド交通等の生活の足に關しまして補助はございますが、それに関する意味では、運行費の補助をしておりますので、そういった意味では、運行費に關しましては必然的には人件費も入っていくというふうに承知しております。

○田村(貴)委員 去年の質問でも、わざわざコンパクト・アンド・ネットワーク、こういうふうな位置づけられているわけですね。コンパクト・アンド・ネットワーク。だったら、バス路線のデイマンド交通の整備についてしっかりと取り組んでいただきたい。内閣府としても独自の取り組みが求められるのではないかなというふうに私はお尋ねしたところであります。

せんだつて、都内で、小さな拠点についてのフォーラムが開かれました。大臣御存じだと思います。小さな拠点形成にかかわりの深い有識者の方から、まずはネットワークで集落を結ぶことが絶対的な条件、そういうふうな強調されておられました。

今ちょっとお話を進めてきたんですけれども、石破大臣、やはり、実態把握の面でも、それから予算額の面でも弱いんじゃないかな、制度改善の面でもおこなわれているんじゃないかな、率直に思いました。御認識を伺いたいと思います。

○石破国務大臣 小さな拠点というのを進めてまいる上において、ネットワークというのは極めて重要な役割を果たすと思っております。それがなると小さな拠点の意味がないので、小さな拠点を

せん。そこにおいて、実態を把握するべく私どもとしても努めてまいります。

あわせて、これはデイマンドバス、デイマンドタクシーのほかに、あるいは自動走行、これはまだレベルを上げた実証実験中でございますが、自動走行のバス、自動車でありまして、あるいはドローンでありますとか、いろいろな先端的な技術というのはむしろそういう過疎地、地方において活用の余地があるのではないかと思っております。

委員が冒頭御指摘になりましたように、そこにおいて安全性が最大限確保されねばならないのは当然のことでございますが、実態把握とともに、デイマンド交通の普及とともに、あわせて、そういうような先駆的な技術というものも取り込んでまいりたいと思っております。

○田村(貴)委員 自動走行バスが出てくるとはちょっと思わなかったんですけれども、やはり山間地ですね。そして、人里離れたところの集落から町中に出ていく。小さな拠点で用足しに出かけていくといったときに、これは人と人との触れ合いが基本であるというふうには思っていますので、やはり、実態把握の面、予算額の面、制度改善の面、今三つ伺いましたけれども、全く進んでいないし、納得できるものがないといったところで、大きな改善、そして制度の促進をお願いしたいというふうに思います。

次に、小さな拠点の方について質問をいたします。

総合戦略二〇一五改訂版においては、小さな拠点について全国で一千万所、地域運営組織の形成が三千万所、地方版総合戦略の集計をもとに五千万の国の目標、KPIを定めました。一方で、国土交通省の国土のグランドデザイン二〇五〇では、集落六万五千戸に対して、小さな拠点は約五千万所と示されているところでありまして、小さな拠点が千と五千という数字があるんですけれども、五千万所をめどとする、この考え方は維持されていくんでしょうか。

○北本政府参考人 お答え申し上げます。平成二十六年七月に国土交通省が取りまとめた国土のグランドデザイン二〇五〇で示した五千という小さな拠点の想定箇所数でございますけれども、これは、現在の全国の過疎地域におきます集落の数、市町村役場及び支所、出張所の数、過疎地域にある小学校の数などを勘案いたしまして、仮に現在の状態で小さな拠点を全国に設置すると想定した場合の数の規模感を示したものでございまして、具体的な目標として設定したということではございません。

したがって、昨年十二月に閣議決定されました、まち・ひと・しごと創生総合戦略二〇一五改訂版におきます目標数とは性格が異なるものというふうに認識してございます。

○田村(貴)委員 今、一千というのが決まっているんですけれども、五千万計画でふやしていく、その最終地点が五千ということではないんですか。

○北本政府参考人 お答え申し上げます。先ほどの千といえますのは、二〇二〇年までの目標というふうに認識してございますけれども、当然、それで終わるといえるものではないと認識しておりますけれども、五千が最終目標かということになりますと、私どもはそういう意図で五千という数字を算出したものではなく、あくまで数の規模感として大体どのぐらいかということを示すために五千という数字を出したということ御理解いただければと思います。

○田村(貴)委員 規模感ということですね。

国土のグランドデザイン二〇五〇、二〇一四年七月、国土交通省の文書ですけれども、次のように書かれています。「中山間地域から大都市に至るまで、コンパクトネットワークにより新たな活力の集積を図り、それらが重層的に重なる国土を形成する。まず、サービス機能の集約化・高度化を進め、交通及び情報ネットワークで住民と結びとるとともに、その後、一定の時間軸の中で、誘導策等により居住地の集約化を進める。」とされてい

ます。

「一定の時間軸の中で、誘導策等により居住地の集約化を進める。」と書かれているわけです。読みよむによつては、小さな拠点も集約化の対象となつてしまふのではないかなと思ふんですけれども、集約化してしまふんですか。

○北本政府参事人 お答え申し上げます。

平成二十六年七月に国土交通省が取りまとめた国土のグランドデザイン二〇五〇におきます御指摘の記述でございますが、こちらの方は、国土構造、地域構造の全体的な方針であります。コンパクト・プラス・ネットワークの概念を説明した文章でございます。

その後、平成二十七年八月、昨年の八月でございますが、閣議決定されました国土形成計画全国計画におきましては、居住地のあり方につきまして、都市地域と集約地域とに分けてきめ細かく記述しております。その中で、集約地域におけるコンパクトとは、「防災上の必要性や地域における合意がある場合等は別として、居住機能の集約までを本来的な目的とするものではない。」と記載してございます。

したがって、いわゆる集約地域におきましては、防災上の必要性や地域における合意がある場合等は別として、居住地の集約化を進めるべきという認識には立ってございませぬ。

○田村(真)委員 新しい文書が出た、その中にはちゃんと位置づけています。

そうすると、グランドデザイン二〇五〇の、誘導策等により居住地の集約を進めるというのは、非常に誤解を与えますよね。余りよくないと思ひます。六万五千の集約は維持して小さな拠点をつくつていく、そういうことに変わりはなひですね、確認です。

○北本政府参事人 お答え申し上げます。

まさにそのとおりでございます。

○田村(真)委員 次に、内閣府地方創生推進室にお伺いをしたいと思います。

小さな拠点づくりの手引というのがあります。

で、この中では、「住み慣れた地域で暮らし続けるために」というふうに記載されています。集約を維持していくとかじゃないんです。集約を維持するためのなどはつきりした表現がないわけなんですけれども、集約の維持は、小さな拠点の前提であると思ひます。

集約の維持ということが前提になつていくかという確認の質問なんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○佐々木政府参事人 お答え申し上げます。

たゞいまお話をしました、「住み慣れた地域で暮らし続けるために」という小さな拠点づくりの手引は、将来にわたり集約が維持するという前提のもとで、その集約で持続的に暮らし続けるための取り組みを進めるための手引ということにつくらせていただいているものでございます。

○田村(真)委員 石破大臣もよく御存じの、島根県の雲南市、山形県の川西町、小さな拠点の先進事例として紹介されています。学校もなくなった寂しい地域などを、小さな拠点をつくつて、そして再生していくという取り組みであります。住民や自治体の努力が始まつていることは非常に大事ではないかなと思ひます。

石破大臣は、三月一日の記者会見で次のように述べておられます。町村合併で合併されてしまった側の町村において、相当行政の能力が落ちていく、そして、そこで急激な人口減少が進んでいるのは否めない事実であると述べて、地域運営組織の必要性を強調されました。

大臣が市町村合併の結果についてこのように述べたことについて、私は重要であると思ひます。それから注目させていただきました。大臣、平成の大合併がもたらした一つの教訓というふうには捉えていいのでしょうか。

○石破国務大臣 数字として事実ですので、そのように申し上げたところであります。

ただ、何でもそうですけれども、物事に光と影がございます。合併をしたからこそ得られたメリットというの当然でございますが、私の選挙

区を見ておりましたも、合併されちゃった町村、ましてやその集約になると、相当に行政の光が当たりにくくなつてきているのはあります。

それは、合併そのものがそうであつたのか、合併に伴ういろいろな諸制度の運営がなお改善を要する点があるかといへば、それは私は後者ではないかと思ひます。

先ほどの雲南市でもそうですし、あるいはそのほかの地域でもそうなのですが、市町村合併をもとへ戻すという話には全くなりませんものですが、そこにおいて、ミニ役場のなという言い方を使われる方もありましたが、どうやって集約のいろいろな地域の方々には行政の光が当たるようにするかというところは考えていかねばなりません。

合併の教訓というのは、この合併そのものが、本当にすよかつたねというふうな思つてもらえるためにいかに知恵を出すかということ、そのところがややフリーズをしておつた場面があつたのではないかと思ひます。

○田村(真)委員 地域運営組織を探索するのであるならば、やはり、町村合併によつて行政能力が低下し、大臣が言われる急激な人口減少に至つた、そのところは、やはり教訓、反省点としてしっかりと分析することが必要ではないかなと思ひます。

私は、九州のいろいろな自治体を訪ねて、合併が大きく進んだ例えは大分県であるとか長崎県であるとか、市役所に行つて担当者の方からお話を聞くんですけども、総括があるところもありません。ただ、デメリット、メリットを含めて総括がない。吸収された町やあるいは島なんかはどうなつていったのか、人口がどういふふうな動いていくのかということも聞いても、ぱつと返つてこないところも結構あります。

私は、ちよつとお考えが違うかも知れませんが、けれども、やはり、行政能力が低下した、人口減少を招いた、そして何とかしなければならぬ、またもとの姿に戻すことができないんだら、何でこういうことになつてしまつたのかといつた

ところの反省があるんだら、ちゃんとそこは教訓として論議すべきだと思ふに思ふわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○石破国務大臣 そのとおりです。

私、自分の先見性をこんなところで申し上げるつもりもございませんが、麻生内閣で農林水産大臣をいたしておりましたときに、地域マネジメント法人というのがつくれないかということ、地域の実態を把握する、そして法案の条文を書くという作業を始めました。それは、私が先ほど申し上げた鳥取市の大合併の例がどうしても強烈に私の中にあつたからでございます。

そこにおいて、私は、JAというのが大きな役割が果たせるのではないかと思ひました。それは、協同の理念というのは、一人は万人のために、万人は一人のために、そういう理念でございますので、合併になつてしまつただけでも、例えば、JAであるとか、ユニバーサルサービスを維持する郵便局でありますとか、あるいは土地改良でありますとか、社会福祉協議会でありまして、そういう社会インフラがまだ残つてはいます。そういうものをいかなる形で活用して地域マネジメント法人というものがつくれるかということを努力したのですが、時間と私の能力が足りなくて、具現化には至りませんでした。

もう一度そういうものをやってみたいと思つておりました、今有識者の方々にも御議論をいただいておりますが、それが、NPOがよろしいのか、あるいは株式会社がよろしいのか、合同会社か、あるいはいろいろの形が地域マネジメントの組織というものをつくることか、それに対してどういふ財政支援ができるか。もちろん総務省あるいは国土交通省において随分議論されたことでもあります。地方創生の観点から、両省にも加わつていただいで議論をさらに詰めてまいりたい、そして結論を得てまいりたいと思つております。

○田村(真)委員 先ほど大臣は、合併してよかつたねというふうな言えるように、そこが大事じゃ

ないかなと言われたんですけれども、合併していいことなかったねというの結構ありますよね。それは、一つの役所、役場がなくなるということはお金の域内循環、地域循環というのが一つなくなってしまうわけなんです。そこで相当な商いがあつた、人の出入りがあつた、それがぼつとなくなつたわけなんですからね。

私は、地域の再生で、地域経済循環を絶対に破壊してはならない、それがやはり平成の大合併の一つの教訓、反省点ではないかなというふうに思っているわけでありまして。いろいろな先進事例が出てきましたので、地域運営組織は、視察もさせていただいて、また論議をさせていただきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。
次は、いわゆる地方消滅論、増田レポートについて、大臣のお話をちよつとお伺いしたいなというふうに思います。

人口減少、少子化問題とかかわりで、地方創生論のいわゆる議論のはしりとなつた、地方消滅、増田レポートであります。増田氏の主張では、二〇一〇年から二〇四〇年にかけての、若年女性、二十歳から三十九歳の人口減少率が五割を超える八百九十六自治体が消滅可能性都市に当たり、さらに、二〇四〇年に人口一万人未満、推計の五百二十三自治体については消滅可能性が高いとしている、そういう主張であります。

読んで私もショックを受けたんですけれども、人口一万人以下の自治体というのは、今でも五百はあるんですね。自治体の人口が一万人を切ればなぜ消滅可能性が高いとなるのか、これは甚だ私は疑問であります。

最初に総務省の方にお伺いします。
人口が減つて、なくなつた自治体というのはこれまでもあるんでしょうか。自治体が名前を返上する、自治体がなくなるといふのはどういふときを指すんでしょうか。よろしいですか。

○宮地政府参考人 お答えを申し上げます。
市町村の廃止を伴う廃置分合ということになる

うかと思ひますが、この市町村の廃止を伴う廃置分合につきましては、地方自治法の第七条にその手続の規定がございます。関係市町村の議会の議決を経た上で行われました申請に基づいて、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経て定めることとなっております。

これまでの状況ということで、所管をしております地方自治法の施行後の状況についてお答えを申し上げます。それぞれの廃置分合の理由につきましては、いわゆる他の市町村との合併であります編入やあるいは新設を伴わないで、市町村の廃止だけが行われたという例は承知をしていないところでございます。

○田村貴委員 地方においては、長く、人口減少それから高齢化は続いてきたわけでありまして。しかし、人がいなくなつたからといって消滅した自治体は、今御答弁あつたように、ないわけでありまして。それを、固有の自治体名がつけられて、あなただけのところは消滅可能性が高い、消滅してしまふのではないかと、そう言われたら、やはりびびくりしてしまふものであります。

政府はそうではないと思ひますけれども、確認のために質問をさせていただきます。政府も、地方消滅の立場をとられるんでしょうか、地方消滅論の立場をとられてきているんでしょうか。これはちよつと大臣にお伺いしたいと思ひます。

○石破国務大臣 それは消滅可能性ということを増田先生はおっしゃつておられるのであつて、それは言葉が、消滅という言葉がなかなかセンセーショナルというか刺激的というか、でも、問題はこういうことだと思ひます。

百年先とか二百年先とか三百年先とか、そういうことは非常にイメージしにくいんです。日本全体と言われてもイメージしにくいんです。私は増田論文というのを最初に読んだ一人のつもりですが、あそここのユニークというか説得力のあるところは、日本にあるそれぞれの市町村、基礎自治体の二〇四〇年という、その当時の勘定からいえば二

十六年後だつたと思ひます、今からいけば二十四年後になります。二〇四〇年の二十代、三十代の若年女性の数はどうなりますかというところから論を起しているところに、私は大きな説得力があると思つております。

それから、委員も御案内のとおり、これから先の日本が迎える人口急減期というのは、恐らく人類が今まで経験したことのない規模とスピードで起るのであつて、今のままいくと、西暦二〇〇〇年には日本の人口は半分以下になる。二百年後には十分の一になる。三百年後には日本人は三分の一になる。この計算をずっと続けると、西暦二九〇〇年には日本人は四千人になり、西暦三〇〇〇年には千になる。コンピューターにかければさう出てくるわけで、これはやはり消滅という言葉、国家消滅と言つてもいいです。そういうような事態なのではないだろうかと思ひます。

増田先生が言いたかつたのは、そういう世の中を驚かせて恐怖に陥れてということではなくて、こうならないためにどうするかということでございます。

ですから、委員が多分よく御認識の島根県の邑南町というのがございますが、その町長さんがおっしゃるのは、一生懸命努力をした、そうすると移住者がふえ、高齢化比率は社人研の予測よりも低くなつたということでございます。

ですから、そうならないためにどうするかというのを皆で考えるのであつて、何も悲観論に立つたり、おどかしをしたりというようなつもりは政府はございません。

しかしながら、基本的な考え方は、増田先生と少なくとも私は軌を一にするものでございます。
○田村(貴)委員 創成会議の悲観的な未来と対照的に、邑南町の人口減少への取り組みが邑南町からは報告されているというのも事実なんですよね。

大臣もやはり、二十年後、三十年後、百年後、このままいけばといったところの話をされるんですけれども、悲壯感で悲観的な話ばかりでは解決

しないというふうな思ふわけでありまして。
それと、増田レポートは一つの問題があります。なぜならば、二〇〇五年から二〇一〇年の国勢調査の人口動態、社人研の推計をもとにシミュレーションをしているということなんです。

これはもうよく御存じだと思ふんですけれども、いわゆるこの創生特委員会があるし、地方再生とかそういう議論がまだないときの数字であります。

それから、東日本大震災が起こる前のデータを使つています。この間も私、東京一極集中のときに大臣にグラフをお見せしたんですけれども、社人研の予測と東京都の予測と民間団体の予測は大きな差がある、それはとっている人口の幅が違うからだというお話をしました。ですから、推測するに少し古いデータを使つているということでもあります。

また、東日本大震災、原発事故を受けて、国民の中に地元志向、田園回帰といった意識も出てきました。

加えて、今いみじくも大臣がおっしゃつたように、島根県の中山間地や離島での人口定着あるいは出生率向上などの地道な努力、そして成果が得られているということもございました。

こうした変化が捉えられていないといったところはやはり大きな問題ではあると思ふんですけれども、軌を同じくするとおっしゃつたけれども、大臣はいかがでしょうか。私はそう思ふんですけれども。

○石破国務大臣 今委員の御指摘は、増田先生もよく認識をしておられるところであります。ですが、そういうところが、少しデータが古いとか、東日本大震災前のものであるということですが、そのことがあつたとしても、増田論文の正当性は私はいささかも揺らぐものではないと思つております。

増田論文というものを見て、自治体によつては、もうこんなところにはいられないみたいな議論が沸騰したところもあるんでしようけれども、

そういうのはないとは私は言いませんが、しかし、自治体によっては、今御指摘の邑南町であるとか、あるいは海士町もそうでしょう、あるいは雲南市もそうなのでありましょう、あるいは、島根県に限らず、全国にそんなお話しはいっぱいあります。逆にこれをばねとして、消滅してしまるか宣言みたいなことをやっているところもたくさんあるわけでございます。

要は、物事をきちんと冷静に見て、どのようにしておのれを鼓舞するか、そして行政はそれに対して、国の行政もどうやって支援をするかということであつて、決して悲観論に立つておるわけではございません。

○田村(貴)委員 でも、大臣からはどうしても何か悲観論が聞こえてくるような感じがするんですよね、本会議でも百年後と言われたので。

島根県の邑南町も、予測に反して、人口の社会増が三年連続達成していますよね。それから、宮崎県の西米良村というところ、九四年、当時の厚労省の人口予測で二〇一〇年に七百四十八人になるといふふうになされていたんですけども、二〇一三年に一千二百四十九人にふえて、維持されているということ。村民の幸福度を上げること、これが村づくりの結果だといふふうには村長はおっしゃって、山をおりる人が減ったといふふうには言われていません。

機械的に、血も涙もない人口シミュレーションを聞くよりも、こういう話を聞く方が、よし、やってみようじゃないかと自治体も前に進むのではないかなと思つてます。

私はやはり、自治体職員とか、そこに住む住民の方に諦め感が広がってしまうのが一番いけないといふふうには思います。人口シミュレーションといふのはコンピュータがはじきます。それは、ある意味ではかなり乱暴なアイテムではないかなといふふうにも思います。

少なくとも、消滅という言葉は使うべきではないし、消滅論の立場はとつていないと政府からは回答がありました。人口シミュレーションで自治

体が焦ることがないように、重ねて要求させていただきたいといふふうには思います。

次の質問に移りたいと思います。

何で人口が減つてくるのか、この要因をしつかりと分析する必要があると思います。社会的な要因の分析を持たずして、この問題は解決できません。その一つは、私は雇用問題であるといふふうには思います。

この間から東京圏の一極集中の問題を議論しているわけでありませぬけれども、仕事がある、その給料が高いとなれば、人はおのずとそちらの方に流れてまいります。特に不況においてはそうでありませぬ。

ここでは最低賃金の問題を取り上げたいといふふうには思います。

私がいます福岡県の最低賃金は、時給七百四十三円です。福岡であつても、全国加重平均の七百九十八円よりも五十五円低いということ。ほかの九州の六県は六百九十三円から六百九十四円、これは最低賃金の中でも一番最低のランクにあるわけでありませぬ。鳥取県も六百九十三円ではないかなといふふうには思います。

この認識について、大臣、いかがでしょうか。やはり賃金が高いところに行くと思つてます。この間、我が党の議員が予算委員会でも質問したんですけども、橋を渡つて隣の自治体に行つたら給料が高い、同じこちらのコンビニと向こうのコンビニで時給が違つたら向こうに行く、とわかりやすい話をしていました。

例えば佐賀県の鳥栖市といふところは福岡県と隣接しているんですけども、行き来がしやすいですよ。そうすると、どうしてもやはり福岡に行つて働いてみようじゃないかという意識が働いてくると思つてますけれども、この最低賃金と雇用、そして地方の問題を考えると、大臣はどうか、御所見を持っておられるでしょうか。

○石破国務大臣 政府といたしましては最低賃金の引き上げは重要であると考えており、三年連続で合計五十円の引き上げを行つたところであります。

す。政府として、最低賃金について、年率三%程度をめどとして引き上げ、これにより全国加重平均が千円になるという目標を掲げておるわけでありませぬ。

ですから、これが全国加重平均でありますので、委員の御指摘は、多分、加重平均ではなくて、鳥取県だろうが鹿児島県だろうが山形県だろうが、とにかく千円だといふお考えだと承知をいたしております。ただ、そうなた場合に、その地域地域のいろいろな状況が反映をされないのではないかと御批判もあつて、最低賃金額を全国一律とすることをKPIと思つて取り組むべきではないといふ考えもあるわけですね。政府は、どちらかといえばそういう立場に立つております。というのが政府の立場であります。

ですから、確かに、委員御指摘のように、川を渡つたらばそんなに状況も違わないのに最賃が違ふのは変ではないか、そうしたら高い方に行くでしょう、そのとおりであります。

では、鳥取県と東京、それから福岡県と鹿児島県、一緒でいいかといふと、そこはやはり違和感があるのではないだろうか。

そこで、委員も聞いておられると思いますが、最低賃金千円なんかしたら経営できなくなつちやうよといふ中小企業の方々も大勢おられるわけですね。そうであれば、いや、それでいいと、そこで雇用の流動性が起り、より労働環境のいいところに人が移つていくからそれでいいのだといふ所見も世の中にはございます。

私自身、そこはまだうまく整理をできていないところでございますが、とにかく、現状として加重平均が千円になることを目指すというのが政府の立場でございます。

○田村(貴)委員 東京と地方と条件は違うといふ議論はあるんですけど、例えば東京におりますと、やはり公共交通機関が物すごく発達してありますので、マイカーも乗らなくていい。しかし、地方に行きますと、必ず車は生活の必要手段になつてくる。この維持経費なんかを考えたら、やはり

東京はお金がかかるという言い方は一概には言えないのではないかと。それから、家計消費、支出についても、あるいは大都市の方が低くて地方の方が高いというデータもあるわけなんです。

大臣の方から言われたんですけども、私たちがやはり全国一律の最低賃金を果たすべきだといふふうには思いますし、それが中小企業にとつて無理だといふのは重々知つております。だからこそ政府の出番だ、行政の支援が必要ではないかなといふことでもあります。そのことは強く要求させていただきます。

もう一つは、やはり正規化を図らなければいけないということでもあります。

内閣府の結婚・家族形成に関する調査報告書、平成二十二年度を眺ませていただきました。男性は収入が低いほど既婚率は低く、年収三百万円未満の三十代では九・三%、五百万円から六百万円の三五・三%の約四分の一という状況であります。所得があつて生活が安定してくると結婚もできるというふうな指標でありますけれども、やはり地方創生を論じるときに重要なテーマだといふふうには思います。

非正規雇用をなくして正規雇用をふやしていく、政府の目標でもあるんですけども、どうやって加速させていくのか、最後に大臣にお答えいただきたいといふふうには思います。

○石破国務大臣 それは、やはり若い方々の生活を安定させる、より高い収入とともに、よりよい雇用環境といふものを実現するために、非正規といふものを減らし正規職員をふやすといふことをやつていかなければいけないと思つております。これは、労働者の方々あるいは企業の方々、それぞれの思いがあるかと思つてますので、そこを捨象して議論することはできませんが、基本的な方向として、非正規を減らし正規をふやすといふことは政府として取り組んでいかなければならないことでもあります。

○田村(貴)委員 時間が来ました。また次回、議論させていただきますと思つてます。

終わります。ありがとうございます。

○山本委員長 次回は、明十七日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時三十六分散会